

業務取扱要領

90001—91000 雇用保険日雇関係

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

90001-	第 1	適用関係事務	1
90400			
90001-	1	日雇労働被保険者の範囲	1
90050			
90001	(1)	日雇労働者の定義	1
90002	(2)	日雇労働被保険者	1
90003	(3)	法第 4 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の指定	1
90004	(4)	適用区域の指定基準	7
90005	(5)	日雇労働被保険者の範囲	8
90006	(6)	任意加入による日雇労働被保険者	8
90051-	2	日雇労働被保険者の届出及び任意加入の申請	9
90100			
90051	(1)	日雇労働被保険者の届出	9
90052	(2)	任意加入の申請	19
90101-	3	被保険者資格の取得又は喪失後の取扱い	21
90150			
90101	(1)	任意加入後の取扱い	21
90102	(2)	法第 4 3 条第 1 項の規定に該当しなくなった場合の取扱い	21
90151-	4	被保険者手帳の交付	21
90200			
90151	(1)	被保険者手帳の意義	21
90152	(2)	被保険者手帳の新規交付	21
90153	(3)	被保険者手帳を滅失した場合の再交付	22
90154	(4)	被保険者手帳を損傷した場合の再交付	24
90155	(5)	被保険者手帳の有効期限及び更新交付	24
90201-	5	被保険者手帳の提出	26
90250			
90201	(1)	意義	26
90202	(2)	被保険者手帳の返還	26
90251-	6	一般被保険者等への切替え	26
90300			
90251	(1)	概要	26
90252	(2)	一般被保険者等に切り替える場合の取り扱い	27
90253	(3)	一般被保険者等に切り替えない者	29

90254	(4)	切替えが行われていないことを発見した場合の措置	30
90255	(5)	一般被保険者等に切り替えられた被保険者がその切り替えられるに至った月以後において離職した場合の取り扱い	30
90301-	7	日雇労働被保険者資格継続の認可	31
90350			
90301	(1)	意義	31
90302	(2)	認可の申請	31
90303	(3)	認可の要領及び認可の基準	33
90304	(4)	指導要領	33
90305	(5)	事務処理の要領	33
90401-	第2	給付関係事務	36
90900			
90401-	1	日雇受給資格の決定	36
90450			
90401	(1)	受給要件	36
90402	(2)	日雇受給資格の決定	39
90451-	2	求職の申込み及び失業の認定	41
90500			
90451	(1)	求職の申込み	41
90452	(2)	失業の認定時間等の告知	41
90453	(3)	失業の認定時間等の延長又は変更	41
90454	(4)	失業の認定を行う日	42
90455	(5)	失業の認定要領	42
90456	(6)	㊦の取扱い	46
90457	(7)	仮認定	46
90458	(8)	休祝日等における届出による失業の認定	47
90459	(9)	証明認定の取扱い	52
90501-	3	不就労日の確認	53
90550			
90501	(1)	概要	53
90502	(2)	不就労日の確認	53
90503	(3)	事務手続	55
90551-	4	日雇給付金の支給	57
90600			
90551	(1)	日雇給付金の日額	57
90552	(2)	日雇給付金の日額の決定と事務処理	58

90553	(3)	支給日数	58
90554	(4)	日雇給付金の支給	59
90555	(5)	日雇給付金の支給時限	59
90556	(6)	日雇給付金の支給要領	59
90557	(7)	回転式日付印の使用	60
90558	(8)	支給台帳	60
90559	(9)	被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄の記録	65
90601-	5	特例給付	68
90650			
90601	(1)	概要	68
90602	(2)	受給要件	68
90603	(3)	日雇給付金の支給	69
90604	(4)	移管及び委嘱	72
90605	(5)	普通給付との調整	72
90606	(6)	その他の留意事項	73
90607	(7)	事務手続	73
90651-	6	未支給日雇給付金の支給	74
90700			
90651	(1)	概要	74
90652	(2)	未支給日雇給付金の支給対象者	75
90653	(3)	未支給日雇給付金の支給対象日	75
90654	(4)	未支給日雇給付金に係る失業の認定及び支給	75
90655	(5)	安定所の事務処理	76
90656	(6)	支給台帳及び被保険者手帳の処理	77
90701-	7	給付制限	77
90750			
90701	(1)	日雇労働被保険者に対する給付制限	77
90702	(2)	給付制限の期間	77
90703	(3)	事務処理	78
90704	(4)	法第52条第1項の認定基準	78
90801-	8	受給資格の調整	80
90850			
90801	(1)	概要	80
90802	(2)	受給資格調整の要件	80
90803	(3)	法第43条第2項の認可があった場合の受給資格の調整がなされる月	82
90804	(4)	受給資格調整の事務処理	85

90851-	9	受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格と日雇受給資格の両者を有して	
90860		いる場合	87
90851	(1)	併給禁止	87
90861-	10	船員に係る取扱い	87
90900			
90861	(1)	船員に係る取扱い	87
90901-	第3	日雇派遣労働者に対する雇用保険の取扱い	88
90920			
90901-	1	目的	88
90910			
90901	(1)	目的	88
90911-	2	措置内容	88
90920			
90911	(1)	対象者	88
90912	(2)	雇用保険印紙購入手帳の交付	88
90913	(3)	雇用保険被保険者手帳の交付	89
90914	(4)	日雇派遣労働者に対して給付・職業相談等を行う公共職業安定所	90
90915	(5)	日雇派遣労働者に対する日雇受給資格の決定	90
90916	(6)	日雇派遣労働者に対する失業の認定	91
90917	(7)	日雇派遣労働者以外の日雇労働被保険者との調整	91
90918	(8)	日雇派遣労働者に対する職業相談	91
90919	(9)	その他常用雇用化を促進する取り組み	92

90001-90400 第1 適用関係事務

90001-90050 1 日雇労働被保険者の範囲

90001 (1) 日雇労働者の定義

雇用保険において日雇労働者とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者をいう(法第42条)。

この定義に該当するか否かの判断は、単に雇用契約の形式により行うのではなく、当該事業所における雇用慣行、当該事業において同様の条件で雇用される者の雇用実態、その者の労働条件等も勘案して行う。

なお、これらの日雇労働者が、連続する前2暦月の各月において18日以上同一事業主の適用事業に雇用されたとき及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されたときは、90253に該当する者及び引き続き日雇労働被保険者として取り扱われる旨の認可を受けた場合を除き、その適用事業においては日雇労働者としな(法第42条括弧書)。

90002 (2) 日雇労働被保険者

日雇労働者であって、次のイからハまでのいずれかの一に該当するものは、その者の雇用されたときの年齢にかかわらず、日雇労働被保険者となり、法第3章第4節「日雇労働被保険者の求職者給付」による取扱いを受ける(法第43条第1項)。

イ 次の(イ)及び(ロ)に掲げる区域(この区域を「適用区域」という。)内に居住し、適用事業に雇用される者

(イ) 特別区(東京都の各区をいう。)又は安定所(出張所、分庁舎を含む。)の所在する市町村の区域であって厚生労働大臣が特に指定する区域(この区域を「除外区域」という。)以外の区域

(ロ) (イ)に掲げる区域に隣接する市町村の全部又は一部の区域であって厚生労働大臣が指定する区域(この区域を「隣接区域」という。)

ロ 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

この場合「適用区域内にある適用事業に雇用される者」とは「適用事業に雇用され、現実に就労する場所(事業所非該当施設も含む。)が適用区域内である者」と解して取り扱う。したがって、一の事業所として取り扱われない施設が適用区域外にある場合は、当該施設で就労する者は日雇労働被保険者とならない。

ハ 適用区域外に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

90003 (3) 法第43条第1項第1号及び第3号の指定

厚生労働大臣は、法第43条第1項第1号及び第3号の指定をするには、都道府県労働局からの報告に基づき、告示をもって指定する。都道府県労働局においては、この指定を行う必要がある区域があると認めるときは、次のイからハまでに

掲げるところによりその旨を報告する。

この場合において、関係市町村又は関係地区に組織する日雇労働者の代表的組合、代表的事業主団体等の要望があるときは、その意見を聴いた上、その意見を添えること。

なお、厚生労働大臣の指定の取消しについても、指定の場合に準じて行う。

イ 除外区域の指定に関する報告

特別区又は安定所の所在する市町村の一部の区域を、適用区域から除外すべきものについて報告するに当たっては、次の事項に関する資料を添える。

- (イ) 適用区域から除外すべき特別区又は安定所の所在する市町村の一部の区域（除外区域）の名称並びに当該区域を含む市町村の略図
- (ロ) 除外区域に居住する日雇労働者が安定所に出頭するために要する片道の時間及び経費（最高、最低及び平均）並びに利用する交通手段の状況（交通手段の種類、会社名、運行状況等）
- (ハ) 除外区域内の適用事業数及び当該事業に雇用される一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者の概数
- (ニ) 当該安定所に登録されている日雇労働者又は日雇労働被保険者手帳交付数
- (ホ) 除外区域に居住する日雇労働者概数（なるべく印紙保険料の等級に対応する賃金日額、すなわち 8,200 円未満、8,200 円以上 11,300 円、11,300 円以上の別により区分すること）
- (ヘ) 除外区域の適用事業における過去 3 か月間の日雇労働者稼働状況（各月別、実人員及び延日数の概数）
- (ト) 除外すべき主な理由
- (チ) その他参考となる事項（要すれば、適用除外に対する日雇労働者の意向）

除外区域の指定に関する報告書

都道府県労働局名
(労働局)

(フリガナ)					
① 除外区域の名称					
② 略 図		別添のとおり			
交 通 の 便	③ 出頭所要時間 (片道)	最 高	最 低	平 均	
	④ 同上経費 (片道)	最 高	最 低	平 均	
	⑤ 交通手段	(交通手段の種類、会社名、運行状況等)			
労 働 市 場 の 状 況	⑥ 除外区域内の適用事業数及び当該事業に雇用される一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者の概要	適用事業所数	一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者		
	⑦ 当該公共職業安定所に登録している日雇労働者数又は日雇労働被保険者手帳交付数				
⑧ 除外区域に居住する日雇労働者概数	賃金8,200円未満	賃金8,200円以上 11,300円未満	賃金11,300円以上	計	
⑨ 除外区域内の適用事業における過去3ヵ月間の日雇労働者稼働状況(概数)	年月	年 月	年 月	年 月	年 月
	項目				
	稼働実人員				
	稼働延日数				
⑩ 除外すべき主な理由					
⑪ その他参考となる事項					

ロ 隣接区域の新規指定に関する報告

特別区又は安定所の所在する市町村に隣接する市町村の全部又は一部の区域を、新たに適用区域とすべきものについて報告するに当たっては、次の事項に関する資料を添える。

- (イ) 特別区又は安定所の所在する市町村の名称及び適用区域とすべき隣接市町村の全部又は一部の区域(隣接区域)の名称並びに当該区域を含む市町村の略図
- (ロ) 隣接区域に居住する日雇労働者が安定所に出頭するために要する片道の時間及び経費(最高、最低及び平均)並びに利用する交通手段の状況(交通手段の種類、会社名、運行状況等)
- (ハ) 隣接区域の適用事業数及び当該事業に雇用される一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者の概数
- (ニ) 隣接区域に居住する日雇労働者概数(なるべく印紙保険料の等級に対応する賃金日額、すなわち 8,200 円未満、8,200 円以上 11,300 円未満、11,300 円以上の別により区分すること)
- (ホ) 隣接区域内の適用事業における過去 3 か月間の日雇労働者稼働状況(各月別、実人員及び延日数の概数)
- (ヘ) 指定すべき主な理由
- (ト) その他参考となる事項(要すれば、適用区域としての指定に対する日雇労働者の意向)

隣接区域の新規指定に関する報告書

都道府県労働局名
(労働局)

(フリガナ)					
① 指定すべき新規隣接区域の名称					
② 特別区又は安定所の所在する市町村名					
③ 略 図		別添のとおり			
交 通 の 便	④ 出頭所要時間 (片道)	最 高	最 低	平 均	
	⑤ 同上経費 (片道)	最 高	最 低	平 均	
	⑥ 交通手段	(交通手段の種類、会社名、運行状況等)			
労 働 市 場 の 状 況	⑦ 新規隣接区域内の適用事業数及び当該事業に雇用される一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者の概要	適用事業所数		一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者	
	⑧ 除外区域に居住する日雇労働者概数	賃金8,200円未満	賃金 8,200円以上 11,300円未満	賃金11,300円以上	計
状 況	⑨ 新規隣接区域内の適用事業における過去3ヵ月間の日雇労働者稼働状況(概数)	年月	年 月	年 月	年 月
		稼働実人員			
		稼働延日数			
⑩ 除外すべき主な理由					
⑪ その他参考となる事項					

ハ 適用区域外の地域にある適用事業指定に関する報告

法第43条第1項第3号の適用区域外の地域にある適用事業を指定すべきものについて報告するに当たっては、次の事項に関する資料を添える。

- (イ) 指定すべき適用事業の名称、所在地、事業の種類、作業の内容、その雇用する日雇労働者数及び関係地方の略図
- (ロ) 当該事業に雇用される日雇労働者が安定所に出頭するために要する片道の時間及び経費(最高、最低及び平均)並びに利用する交通手段の状況(交通手段の種類、会社名、運行状況等)
- (ハ) 当該事業における過去3か月の日雇労働者稼働状況(各月別、実人員及び延日数の概数)
- (ニ) 指定すべき主な理由
- (ホ) その他参考となる事項(要すれば、当該事業の指定に対する日雇労働者の意向)
- (ヘ) 指定すべき事業が官公署であるときは、設置規程等の写し、官公署以外のものについては登記抄本又は官公署の事業所設置の証明書等

ニ 報告に当たっての注意事項

- (イ) 除外の指定又は指定を受けるべき区域の名称は郡及び市町村の名称を冠して、大字、字等不動産登記法施行規則第97条にいう地番区域を最小単位として表示する。この場合当該区域が関係告示の最終改正後に廃置分合の行われた新市町村の一部の区域である場合であって、その区域に旧市町村の区域が全部含まれているときには、旧市町村名及び廃置分合年月日を併記する。

(記載例)

- a 廃置分合の行われなかった市町村の一部の区域である場合
A 郡 B 町のうち大字甲字乙、丙及び丁
大字戊字己及び庚
- b 廃置分合の行われた新市町村の一部の地域であっても、その区域に旧市町村の区域の全部が含まれていない場合
A 市のうち甲町、乙町及び丙町
- c 廃置分合の行われた新市町村の一部の区域であって、その区域に旧市町村の区域の全部が含まれている場合

A 市のうち甲町、乙町、丙町及び丁町

旧 B 郡 C 村 (○年○月○日)

- (ロ) 郡、市町村、大字、字、事業所名の固有名詞については、特に信頼し得る資料に基づき記載するよう留意する。この場合、略字は用いず、明りょうに楷書し、ふりがなをつける。
- (ハ) 略図には、当該市町村内の関係地番区域及びその名称を漏れなく記載するとともに、関係安定所の所在地を明示し、特別区又は安定所の所在する市町村と除外の指定又は隣接の指定を受けるべき区域、指定を受けるべき事業との

関係(特に安定所の所在地までの距離、安定所の所在地に通ずる主要道路、バス、鉄道等の交通機関の状況)を記載する。

(ニ) 利用する交通手段の状況については、必要と認める場合は、時刻表等を添える。

(ホ) 適用事業数、被保険者数、稼働状況等は、報告時最新の時点によることとし、その時点を付記する。

ホ 指定に関する告示の形式的変更

(イ) 告示備考の趣旨

「備考」の趣旨は、除外区域及び隣接区域として示された市町村等の区域について、名称変更、廃置分合等が行われても、その区域について実体的変更が起こることを排除することとしたものである。

したがって、除外区域及び隣接区域として指定された区域については、各称変更、廃置分合等が行われても、それに伴って当然にその区域が変更されるものではない。

(ロ) 留意事項

a 除外区域に関する告示は、積極的に適用区域とする区域を指定したものではないから、安定所の所在する市町村の区域が拡大し、又は一部が分離した場合は、その拡大した区域は、その拡大に伴って適用区域となり、また、分離した区域は、その分離に伴って適用区域とならないこととなるものであるから、これらがあった場合に、適用区域の実体的変更を排除し、適用区域を従来どおりとしようとするときは、拡大した全区域については除外区域として指定することを要し、分離した全区域については新たに隣接区域として指定することを要するものであるから留意する。

したがって、安定所の所在する市町村の区域が拡大し、又はその一部が分離したことに伴って告示について前記の改正を行おうとする場合は、遅滞なく本省に報告する。

b 次のごとき場合はその都度本省へ報告する。

(a) 市町村等の名称の変更があった場合

(b) 廃置分合を伴わず町が市に、又は村が町になった場合

(c) 町村の属する郡に変更があった場合

(d) 隣接区域に安定所が設置された場合

(e) 適用区域外であるために指定されていた適用事業について、その事業を行う事業所の所在地の市町村が適用区域となった場合

(f) 市町村の廃置分合等適用区域に係る市町村の区域に変動があった場合

90004 (4) 適用区域の指定基準

適用区域は、その区域内に居住するか、又はその区域内の適用事業に雇用される日雇労働者が、日々安定所を利用することが困難でない区域を指定するものであるから、次のイ又はロのいずれかに該当する区域は、一般的には適用区域としない。

- イ 当該区域から安定所に出頭するために、通常交通機関を利用して、往復おおむね3時間以上を要すると認められる区域
- ロ イのほか、交通機関の運転時刻、運転回数等の関係その他積雪時期における積雪等の関係から安定所を利用することが困難であり適用区域としないことが特に必要と認められる区域

90005 (5) 日雇労働被保険者の範囲

イ 日雇労働者であって法第43条第1項の規定に該当するものは、すべて日雇労働被保険者となるので、法第43条第4項において法第6条第4号の規定を排除している。したがって、雇用保険法上の労働者と認めがたい者(20351、20352参照)以外の日雇労働者は日雇労働被保険者となり、法第6条第4号に該当するものも法第43条第1項の規定に該当すれば日雇労働被保険者となる。

なお、船員については、漁船に乗り組むために雇用されている船員については、一般に、漁船は年間稼働でないため、原則として適用除外となる。ただし、特定漁船(昭和50年政令第25号。20303のへ参照)に乗り組むために雇用されている船員については特定漁船の労働の実態が年間稼働とみなされるため適用される。また、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用されている船員については1年を通じて船員として雇用される場合のみ適用されるものであることから、漁船に乗り組むために雇用されている船員については、日雇労働被保険者とならない(法第6条第6号)。

ロ 常用労働者が、その雇用される事業の休業期間中又は休祝日、同盟罷業期間中等で雇用関係が存続している場合に他の適用事業に日雇労働者として就労したときは、雇用保険法上の日雇労働者とは認められず、日雇労働者として就労できなかった日も失業した日とならないので日雇労働被保険者として取り扱わない。

ハ また、雇用保険法上の日雇労働者と認めがたい者としては、農業、商業等の自営業を有する者が臨時に日雇労働者として災害復旧工事等に従事する場合を含む。したがって、例えば、市町村における土木事業又は農業土木事業で、土木建築業者が介入しない事業に従事する農閑期利用労働者及び季節的農家労働者等は、臨時内職的なものとして取り扱う。

90006 (6) 任意加入による日雇労働被保険者

第43条第1項第1号から第3号に掲げるものに該当しない日雇労働者は、法の適用を除外されているが、その者が適用事業に雇用される場合において、その者の住所又は居所を管轄する安定所の長の認可を受けたときは、日雇労働被保険者となり、法の適用を受ける(法第43条第1項第4号)。

90051-90100 2 日雇労働被保険者の届出及び任意加入の申請

90051 (1) 日雇労働被保険者の届出

日雇労働被保険者は、法第43条第1項第1号から第3号の規定に該当するに至ったときは、その日から起算して5日以内に、雇用保険日雇労働被保険者資格取得届に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて、その者の住所又は居所を管轄する安定所に提出し、雇用保険日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

ただし、在留期間が3月以下である等により住民票の写し等が発行されない外国人に限っては、旅券及びその他の身分を証する書類の写しを併せて提出することで、住民票の写し等の代わりとすることができる。

なお、日雇労働被保険者資格取得届を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証若しくは国民年金手帳又は在留カード若しくは特別永住者証明書を提示したときは、住民票の写し等を添えないことができる（法第44条、即第71条）。

また、外国人が在留カードの発行を申請した場合、旅券にそれを交付する旨が記載される。このため、外国人が在留カードの発行を申請し、交付されるまでの間に日雇労働被保険者資格取得届を提出する場合には、在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券及びその他の身分を証する書類の写しを併せて提出することで、住民票の写し等を添えないことができる。

雇用保険日雇労働被保険者資格取得届

※	所長	次長	課長	係長	係

※被保険者番号					
1. 氏 名		2. 性 別	男・女	3. 生 年 月 日	大 昭 平 年 月 日
4. 住所又は居所					
5. 職 種		6. 雇用保険法第 43 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当するに至った年月日		平成 年 月 日	
<p>雇用保険法施行規則第 71 条の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">被保険者氏名 印</p> <p style="text-align: center;">公共職業安定所長 殿</p>					

- 注 意
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 被保険者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

雇用保険被保険者手帳（表紙）（略）

雇用保険被保険者手帳（第 1 頁）（略）

雇用保険被保険者手帳（第2頁から第4頁まで）（略）

雇用保険被保険者手帳（第 5 頁から第 27 頁までの奇数の頁）（略）

雇用保険被保険者手帳（第 6 頁から第 28 頁までの偶数の頁）（略）

雇用保険被保険者手帳（第 29 頁）（略）

雇用保険被保険者手帳（第 30 頁）（略）

雇用保険被保険者手帳（裏面）（略）

90052 (2) 任意加入の申請

任意加入によって日雇労働被保険者となろうとする日雇労働者は、雇用保険日雇労働被保険者任意加入申請書(則様式第 26 号。以下「日雇労働被保険者任意加入申請書」という。)に住民票の写し等を添えて、その者の住所又は居所を管轄する安定所に提出しなければならない。

ただし、日雇労働被保険者資格取得届又は日雇労働被保険者任意加入申請書を提出する際に運転免許証、国民健康保険の被保険者証又は国民年金手帳を提示したときは、住民票の写し等を添えないことができる(則第 71 条、則第 72 条)。

この場合、被保険者とすることについて認可をしたときは、安定所長は、被保険者手帳を交付しなければならない(則第 73 条)

様式第 26 号 (第 72 条関係)

雇 用 保 険

日 雇 労 働 被 保 険 者 任 意 加 入 申 請 書

※	所長	次長	課長	係長	係

※被保険者番号					
1. 氏 名		2. 性 別	男・女	3. 生 年 月 日	大 昭 平 年 月 日
4. 住所又は居所				5. 職 種	
<p>雇用保険法施行規則第 72 条の規定により上記のとおり日雇労働被保険者任意加入についての認可を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">記名押印又は署名</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 印</p> <p style="text-align: center;">公共職業安定所長 殿</p>					
※認可の可否		※			
※理 由		認可年月日	年 月 日		

- 注 意
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

2011. 1

90101-90150 3 被保険者資格の取得又は喪失後の取扱い

90101 (1) 任意加入後の取扱い

任意加入の認可を受けている日雇労働被保険者が、法第43条第1項第1号から第3号のいずれかの一に該当するに至った場合は、既に日雇労働被保険者となっているのであるから、則第71条の届出を要することなく引き続いて日雇労働被保険者となる。

任意加入によって被保険者となった者は、今後適用事業に雇用される見通しのない場合には、その者の住所又は居所を管轄する安定所の長に届け出て、被保険者でなくなることができる。この場合、安定所は、被保険者手帳を返還させ、その被保険者手帳の表面に「脱退」と朱書き保管する。

90102 (2) 法第43条第1項の規定に該当しなくなった場合の取扱い

法第43条第1項の規定によって日雇労働被保険者となった者が、就労する適用事業の事業所又はその者の住所若しくは居所を変更すること等によって同項の規定に該当しなくなった場合は、その旨を申し出て被保険者手帳を返還することとなるのであるが、これがなされないときは、任意加入する意思表示とその手続があったものとみなして、任意加入による日雇労働被保険者として取り扱う。

90151-90200 4 被保険者手帳の交付

90151 (1) 被保険者手帳の意義

被保険者手帳は、日雇労働者に対する雇用保険の実施運営上最も重要なものであって、被保険者、事業主はもとより、政府の権利義務もこれによって行使され、また履行される。すなわち、徴収法の規定に基づく印紙保険料の納付、法の規定による日雇労働求職者給付金(以下「日雇給付金」という。)の支給等すべてがこの手帳によって行われる。したがって、当然に日雇労働被保険者となるべき者が、この被保険者手帳の交付を受けないとき又は日雇労働被保険者が事業主に雇用された場合にそれを提出しないときは、自己の日雇給付金に受給資格(以下「日雇受給資格」という。)を取得できないのみならず、善意の事業主の雇用保険印紙(以下「印紙」という。)の貼付又は納付印の押なつの義務の履行を阻害する結果となる。安定所は、被保険者手帳の交付に際して、常にその重要性を被保険者に認識させ、また、日雇労働者に対しても、自発的に届け出て被保険者手帳の交付を受けるよう周知徹底に努めることが肝要である。

90152 (2) 被保険者手帳の新規交付

被保険者手帳を新規に交付するときは、提出された住民票の写し等又は提示を受けた運転免許証、国民健康保険の被保険者証若しくは国民年金手帳により、当該日雇労働者の氏名及び住所又は居所が管内であるか否かを確認した後、安定所ごとに登録番号(会計年度別追番号)を与える。

雇用保険日雇関係業務処理システム(以下「日雇システム」という。)により付与された被保険者番号を日雇労働被保険者資格取得届又は日雇労働被保険者任意加入申請書の「被保険者番号」欄に記載する。

日雇端末が設置されている安定所においては、日雇端末から出力された手帳シールを被保険者手帳の表紙に貼付し、日雇端末が設置されていない安定所においては、被保険者手帳の表紙に所要の記載を行う。

被保険者手帳の表紙の「登録印」欄に、日雇労働被保険者が失業し日雇給付金を受領することとなった際に領収印として使用すべき印章を押印する。また、安定所用の控えとして、日雇被保険者関係各種処理結果票(㊦様式第70号)の「備考・処理内容・安定所記載欄」の余白に同一の印章を押印する。

なお、被保険者手帳の交付後、印章の紛失等により登録印を変更する場合は、被保険者手帳の「登録印」欄に新たな印章を押印する。また、被保険者手帳の交付の際安定所の控えとして印章を押印した日雇被保険者資格取得届受領書の「備考」欄の余白又は日雇被保険者関係各種処理結果票の「処理内容」欄の余白に変更後の印章を押印し、変更年月日を記載する。

ただし、領収印として使用すべき印章及び印章の変更年月日が、手帳交付簿、印章変更届等により把握できる場合は、この限りではない。

この場合、失業の認定及び日雇給付金の支給に関する事項を安定所保管の日雇労働求職者給付金支給台帳(以下「支給台帳」という。)に記録する安定所においては、取扱いを省略しても差し支えない。

被保険者手帳に所要の記載を行った後、次の様式による日雇労働被保険者手帳交付簿に所要の記載を行い、交付簿に日雇労働被保険者資格取得届又は日雇労働被保険者任意加入申請書及び被保険者手帳を添えて安定所長の決裁を経た上、被保険者手帳に安定所長印の押印を受けて、被保険者手帳を交付する。

日雇労働被保険者手帳交付簿

届出又は 申 年 月 日	氏名	住所又は 居 所	性別及び 年 齢	登録番号	交 付 年 月 日	受領印	住居確認	取扱者印	課長	所長	所長印の 押印者印	備 考

このとき、被保険者手帳(表紙)写真欄に本人の写真(安定所において撮影したもの又は日雇労働被保険者から提出されたものであって、本人の写真であると確認できるもの)を貼付し、安定所長印を割印又は刻印機により刻印した上で交付する。

また、印紙貼付(納付印押なつ)台帳欄の左肩に有効期間内の月の数字を逐月に記載し、日雇労働被保険者に有効期間を知らせなければならない。

さらに、その者についての日雇求職票があるときは、日雇求職票の3欄に被保険者手帳の登録番号を記載する。

90153 (3) 被保険者手帳を滅失した場合の再交付

日雇労働被保険者が被保険者手帳を滅失した場合は、その者の住所又は居所を

管轄する安定所に再交付の申請をさせ、当該滅失理由を聴取し、記録した上、90152 に準じた手続により新たな被保険者手帳を交付する。

このとき、被保険者手帳(表紙)の写真欄に本人の写真を貼付し、安定所長印を割印又は刻印機により刻印した上で交付する。

いったん再交付を受けた場合は、再交付の日以後従前の被保険者手帳の効力は消滅する(則第 73 条第 3 項)が、この場合、印紙の貼付枚数若しくは納付印押なつ数又は受給資格までが消滅するのではなく、再交付があった後においては、従前の被保険者手帳は被保険者手帳として使用され得ないということである。

この場合、滅失した被保険者手帳に貼付されていた印紙の枚数、押なつされていた納付印数、日雇受給資格等の確認は、日雇システムによる照会、事業主の証明書、就労点検簿、安定所に保管されている支給台帳等によって行う。確認した事項のうち、被保険者手帳の支給台帳の「普通給付関係」及び「特例給付関係」に関する必要事項を、新被保険者手帳の支給台帳の該当欄に記載し、余白に滅失再交付の年月日を記載し、安定所長印を押す。当月分の被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ)台帳の貼付印紙数又は押なつ納付印数については、新被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ)台帳を使用することとし、日雇システムによる照会又は証明書等によって判明した当月分の労働日数及びそれに応ずる等級別印紙又は納付印により、当該印紙の貼付されるべき日欄の各々に「何級証明」と記載又は押印の上、安定所長印を押す。事務量の関係により、以上の取扱いによる日雇システムによる照会若しくは証明書等により確認された貼付印紙又は押なつ納付印の転記事務が困難である場合は、その日の前日までの印紙の貼付(納付押なつ)日欄に朱線を引くとともに、その朱線間の余白に一括証明をして安定所長印を押す。

当月分の被保険者手帳の滅失以前に既に不就労の確認、失業の認定、日雇給付金の支給を行った日の確認は、安定所において判明する限りにおいて処理しておく。

被保険者手帳第 29 頁の「この手帳を交付する月前 9 月間における貼付印紙数(押なつ納付印数)等の状況」欄及び第 30 頁「特例給付に関する記録」欄に必要事項を記載する。ただし、当該安定所において従前の被保険者手帳が整理保管されており、必要により従前の被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ)状況等を調査できる場合又は日雇システムにより照会できる場合は、被保険者手帳第 29 頁の「この手帳を交付する月前 9 月間における貼付印紙数(押なつ納付印数)等の状況」欄への記載は、省略することとして差し支えない。

なお、以上の処理を終わった場合その処理の根拠となった事業主の証明書は、処理年月日及び処理済なる旨を記載の上、安定所において一括して保管しておく。

また、滅失した被保険者手帳を拾得した者が、これを利用するおそれがあるときは、関係安定所にその旨を連絡し、これを未然に防止する措置をとらなければならない。

90154 (4) 被保険者手帳を損傷した場合の再交付

日雇労働被保険者が、被保険者手帳を損傷した場合は、その者が通常求職の申込みを行っている安定所に再交付の申請をさせ、損傷した手帳と引換えに、新たな被保険者手帳を 90152 に準じた手続により交付しなければならない。このとき、被保険者手帳(表紙)の写真欄に本人の写真を貼付し、安定所長印を割印又は刻印機により刻印した上で交付する。

この場合は、新たに交付する被保険者手帳の当月分の「印紙貼付(納付押なつ)台帳」及び「支給台帳」並びに第 29 頁の「この手帳を交付する月前 9 月間における貼付印紙数(押なつ納付印数)等の状況」及び第 30 頁の「特例給付に関する記録」の各欄については、90153 の場合に準じて、従前の被保険者手帳から必要事項を転記し、支給台帳の余白に損傷交付の年月日を記載し、安定所の表示を行った上安定所長印を押印しなければならない。また、従前の被保険者手帳は所定の保存年限までは安定所において保管しなければならない。ただし、当該安定所において、従前の被保険者手帳が整理保管されており、必要により従前の被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ)状況等を調査できる場合又は日雇システムにより照会できる場合は、被保険者手帳第 29 頁の「この手帳を交付する月前 9 月間における貼付印紙数(押なつ納付印数)等の状況」欄への記載は、省略することとして差し支えない。

安定所は、著しく汚損された被保険者手帳を発見した場合は、被保険者手帳の再交付を行う。

90155 (5) 被保険者手帳の有効期間及び更新交付

被保険者手帳の有効期間は、新規交付の日又は更新交付の日の属する月(その月の直前の月分の印紙を貼付し、または納付印を押なつする必要があるときは当該月)から起算して 1 年間とする。また、再交付した場合の被保険者手帳の有効期間は、再交付の日前の直近の新規交付又は更新交付の属する月(その月の直前の月分の印紙を貼付し、又は納付印を押なつする必要があるときは当該月)から起算して 1 年間とする。

有効期間が経過したために、新たに被保険者手帳を交付する場合は、その者の住所又は居所を管轄する安定所において、無効となった被保険者手帳と引換えに新しい被保険者手帳を 90152 に準じた手続(日雇労働被保険者資格取得届の提出は要しない。)により交付しなければならない。

ただし、労働者の状況、安定所の事務量等を勘案し、その者が通常求職の申込みを行っている安定所において更新交付を行うこととして差し支えない。

被保険者手帳を交付(新規交付、更新交付又は再交付)する場合には、被保険者手帳(表紙)の写真欄に本人の写真を貼付し、安定所長印を割印又は刻印機により刻印した上で交付する。

なお、新たに交付する被保険者手帳の交付の月の「支給台帳」及び第 29 頁の「この手帳を交付する月前 9 月間における貼付印紙数(押なつ納付印数)等の状

況」並びに第 30 頁の「特例給付に関する記録」の各欄について従前の被保険者手帳により受給資格等の必要事項を記載する要領及び従前の被保険者手帳の保管については、被保険者手帳の損傷の場合と同様である。ただし、当該安定所において、従前の被保険者手帳が整理保管されており、必要により従前の被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ) 状況等を調査できる場合又は日雇システムにより照会できる場合は、被保険者手帳第 29 頁の「この手帳を交付する月前 9 月間における貼付印紙数(押なつ納付印数) 等の状況」欄への記載は、省略することとして差し支えない。

90201-90250 5 被保険者手帳の提出

90201 (1) 意義

日雇労働被保険者は、適用事業に雇用されたときは、必ず被保険者手帳を事業主に提出しなければならないのであって(徴収法施行規則第39条)、事業主は、これによって印紙貼付又は納付印押なつの義務が履行でき、したがって、日雇労働被保険者は、これによって日雇受給資格の有無が証明されるのである。また、日雇労働被保険者が賃金支払日の定められている事業所に賃金支払日以外の日には雇用される場合でも、事業主の就労の確認を受ける上からも、必ず就労前に事業主に対し被保険者手帳を提出するよう指導しなければならない。また、事業主には、日雇労働被保険者を雇用したときは、必ず日雇労働被保険者に被保険者手帳を提出させる義務があることを周知させなければならない(徴収法第23条第6項)。

90202 (2) 被保険者手帳の返還

既に提出した被保険者手帳は、日雇労働被保険者が返還を請求した場合は、事業主は、直ちに返還しなければならない(徴収法第23条第6項)。これは、被保険者手帳の返還を拒まれることによって、日雇労働被保険者に意思に反した就労を強制され、職業選択の自由が阻害されることを防止するためである。

90251-90300 6 一般被保険者等への切替え

90251 (1) 概要

日雇労働被保険者が、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合は、90253に該当する者である場合又は90301により、日雇労働被保険者資格継続の認可を受けた者である場合を除き、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者についてはその翌月の最初の日から、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者については同一の事業主の下での雇用が31日以上継続するに至った日から、その適用事業においては一般被保険者、高年齢継続被保険者又は短期雇用特例被保険者(以下「一般被保険者等」という。)として取り扱う(法第42条かつこ書)。(なお、被保険者とならない場合があることにつき90252のニの(イ)を参照。)

なお、継続して31日以上雇用されたとは、実際に労務を提供した日が連続することのみをいうのではなく、労務を提供しなかった日も含めて、雇用契約関係にあることが、間隔を空けることなく31日以上連続することをいう。

この場合において、一般被保険者等に切り替えられた者は、他の事業主の適用事業に日雇労働者として雇用されても、90005のロによりその事業所においては日雇労働被保険者として取り扱われない。

また、一般被保険者等に切り替えられた者が、その事業所を離職した以後、その同一の事業主に再び雇用されることがあっても、切替えの要件に該当するに至

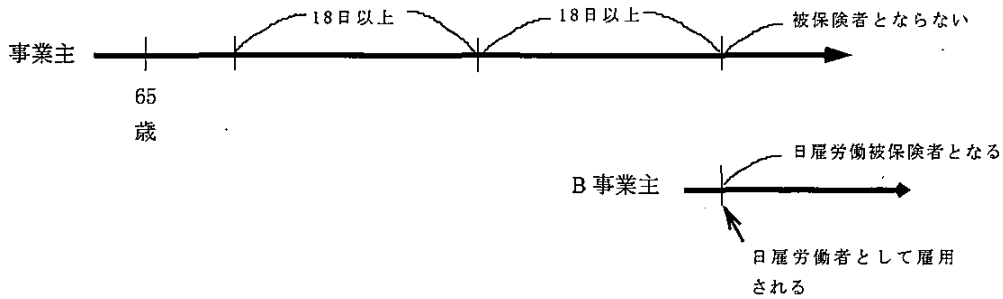
るまでは、一般被保険者等とはならない。この場合においては離職とは、日雇労働者の従前の雇用状態と異なり、明らかな雇用断絶がある場合をいう。したがって、輪番的に就労しない日があっても雇用継続であると認められる。

なお、日雇労働者が2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合においても、切替えを行うべきその翌月の最初の日前において、その後(少なくともその翌月中)当該事業主に雇用される見込みが全くなく、明らかな雇用の断絶があったと認められる場合は、もはや同一の事業主の下で継続雇用される実態になくなったのであるから、一般被保険者等への切替えは行わない。

90252 (2) 一般被保険者等に切り替える場合の取扱い

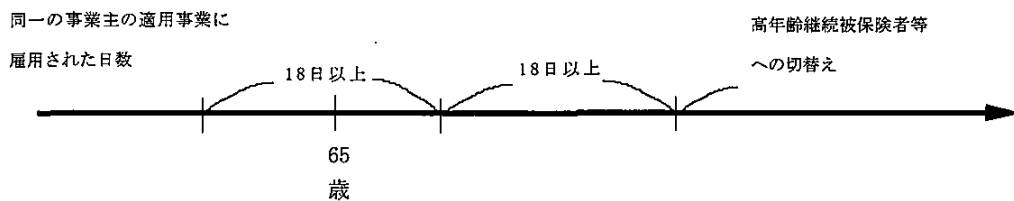
- イ 日雇労働被保険者が、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合で、一般被保険者等に切り替えるべきときは、事業主は、切替えを行うべき日の属する月の翌月10日までに、当該被保険者に関する資格取得届をその事業所の所在地を管轄する安定所の長に提出しなければならない。この場合、事業主は、資格取得届に添えて、当該被保険者の被保険者手帳を安定所長に提出しなければならない。
- ロ 安定所長は、法第9条の規定により確認を行ったときは、一般被保険者等の場合と同様の事務処理を行う(20701-20900 参照)とともに、一般被保険者等に切り替えた旨を被保険者手帳の切り替えた月の印紙貼付(納付印押なつ)台帳欄外に表示し、これを事業主に返付する。
- ハ 事業主は、被保険者手帳を遅滞なく被保険者に返還する。
- ニ なお、日雇労働被保険者が65歳に達した日以後における一般被保険者等へ切替えについては、次により取り扱う。
 - (イ) 2月の各月において18日以上同一の事業主に適用事業に雇用された場合日雇労働被保険者が65歳に達した日以後に、2月の各月において18日以上同一の事業主に雇用されることとなった場合は、当月2月の翌月(以下「切替月」という。)から次により取り扱う。
 - a 18日以上同一の事業主に雇用された2月の初日以前に65歳に達していた場合
この場合、日雇労働被保険者であった者は、切替月以後短期雇用特例被保険者に該当しない限り被保険者とならない(ただし、新たに他の事業主の適用事業に日雇労働者等として雇用される場合は、この限りではない。)
なお、被保険者とならない期間に納付された印紙保険料は無効なので、安定所において日雇受給資格の決定を行う場合に注意する。

【例示1】



- b 18日以上同一の事業主に雇用された2月の初日後に65歳に達した場合
 この場合日雇労働被保険者であった者は、切替月以降高年齢継続被保険者又は短期雇用特例被保険者となる。高年齢継続被保険者に切り替わる場合の事業主及び安定所の事務処理等は、前記イ～ハに準ずる。

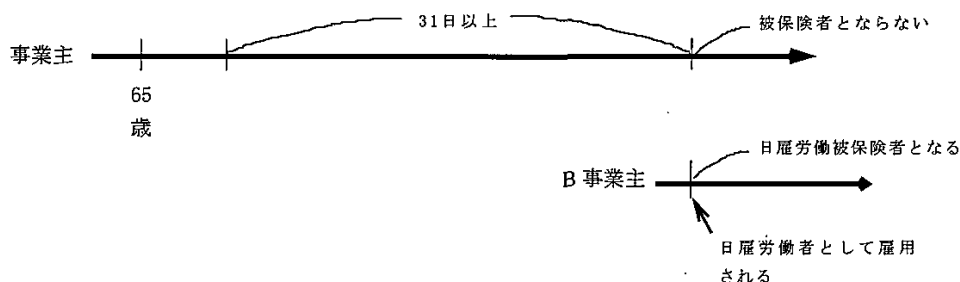
【例示2】



- (ロ) 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合
 日雇労働被保険者が65歳に達した日以後に、31日以上継続するに至る雇用が開始されることとなった場合は、同一事業主の下での雇用が31日以上継続するに至った日（以下「切替日」という。）から次により取り扱う。
- a 31日以上継続するに至る雇用が開始された日以前に65歳以上に達していた場合この場合、日雇労働被保険者であった者は、切替日以後短期雇用特例被保険者に該当しない限り被保険者とならない(ただし、新たに他の事業主の適用事業に日雇労働者等として雇用される場合は、この限りではない。)
 なお、被保険者とならない期間に納付された印紙保険料は無効なので、安定所において日雇受給資格の決定を行う場合に注意する。

[例示 1]

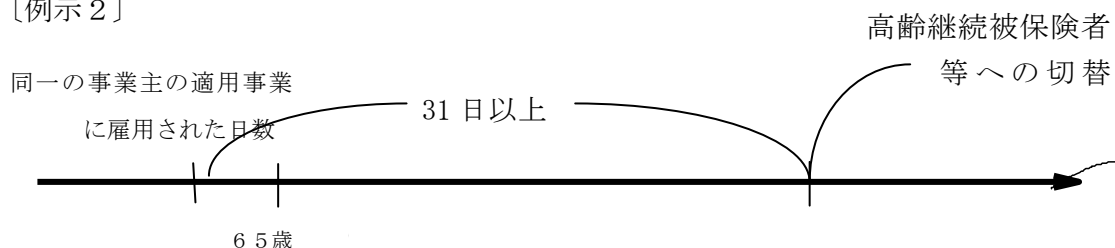
[例示 1]



b 31 日以上継続するに至る雇用が開始された日後に 65 歳に達した場合

この場合日雇労働被保険者であった者は、切替日以降高年齢継続被保険者又は短期雇用特例被保険者となる。高年齢継続被保険者に切り替わる場合の事業主及び安定所の事務処理等は、前記イ～ハに準ずる。

[例示 2]



90253 (3) 一般被保険者等に切り替えない者

季節的業務に雇用され、又は季節的に雇用される日雇労働被保険者については一般被保険者等に切り替えない。

これらの日雇労働被保険者は、おおむね一般被保険者等として受給資格を取得することが困難であると認められるので、一般被保険者等とはしない。ただし、その雇用期間が 4 か月以内の所定の期間(日々雇用される者については、所定の雇用予定期間) を超えるに至った場合であって、その超えるに至った月及びその前月の雇用の実態が切替えの要件に該当するときは、その翌月の最初の日において切り替えられる。

90254 (4) 切替えが行われていないことを発見した場合の措置

一般被保険者等に切り替えるべき者を発見した場合は、90252 の取扱いを行う。

なお、さかのぼって法第 43 条第 2 項の認可をすることができる場合があることに留意する(90303 のニ参照)。また、一般被保険者等に切り替えるべき者について、その切り替えるべき日から 2 年を経過した日の後において切替えが行われていないことを発見した場合には、20705 のロ、ハ及びニによりその確認を行うべき日から 2 年前に当たる日において一般被保険者の資格を取得したものとして取り扱う。

また、切替えが行われていないことを発見し、さかのぼって一般被保険者等に切り替えた場合は、その一般被保険者等に切り替えた月以後において貼付された印紙又は押なつされた納付印に無効の記載及び押印をしてその被保険者手帳を返付する。無効の表示を行った印紙又は納付印を日雇受給資格決定のための有効な貼付印紙数又は押なつ納付印数とされない。

90255 (5) 一般被保険者に切り替えられた被保険者がその切り替えられるに至った月以後において離職した場合の取扱い

イ 法第 43 条第 3 項の規定により、日雇給付金を受給しようとする場合

(イ) 切替えの表示のなされた被保険者手帳(90252 のロ参照)及び離職票を安定所長に提出し、求職の申込みをしなければならない。

(ロ) 安定所長は、離職票の記載に基づき、法第 43 条第 3 項の規定に該当すると認めるときは、その被保険者手帳のその月の印紙貼付(納付印押なつ)台帳欄外に、「○月○日離職」の表示を行い、所長印を押印し、これと離職票を被保険者に返付し、日雇給付金の支給に関する事務手続を開始する。

ロ 法第 56 条第 1 項又は第 56 条の 2 第 1 項により、法第 14 条の規定により被保険者期間の計算を受けようとする場合については、90801-90850 参照。

90301-90350 7 日雇労働被保険者資格継続の認可

90301 (1) 意義

日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に所定期間雇用された場合に、一般被保険者等に切り替えることとする制度は、日雇労働者であってもその就労の実態が常用労働者のそれと同様のものについては、雇用契約の形式にかかわらず、一般被保険者等にすることにより一層厚い保護を与えようとするものであるが、この切替えの要件に該当する者を一律に一般被保険者とするときは、切替えの要件には該当するが、その実態は、あくまで浮動性が強い日雇労働者についてはかえって保護に欠ける結果を生ずることがあるので、日雇労働被保険者が安定所長の認可を受けたときは、引き続いて日雇労働被保険者として取り扱うことができる途が開かれているのである。

90302 (2) 認可の申請

- イ 日雇労働被保険者が一般被保険者への切替えの要件に該当した場合において、日雇労働被保険者資格継続の認可を受けようとするときは、遅滞なく申請を行うよう指導する。認可を受けようとする者は、雇用保険日雇労働被保険者資格継続認可申請書(則様式第 28 号)を、その者の住所又は居所を管轄する安定所の長又は切替えの要件に該当するに至った事業所の所在地を管轄する安定所の長に提出しなければならない(則第 74 条)。
- ロ イの申請は、事業主を通じて行うことができるものであり、また、認可を受けない場合には一般被保険者に切り替えられるべき日以降については、認可申請中は印紙の貼付又は納付印の押なつは行わず、認可された後に一括して印紙の貼付又は納付印の押なつを行うように指導する。
- ハ 安定所長は、認可の申請があったときは、速やかに認可するかどうかを決定するように留意する。

雇 用 保 険
日雇労働被保険者資格継続認可申請書

※

所長	次長	課長	係長	係

1. 氏 名		2 性 別	男 ・ 女	3. 生 年 月 日	大 昭 平	年	月	日
4. 住所又は 居 所				5. 被 保 険 者 番 号				
6. 継続雇用 された月 又は期間								
継続雇用された 事 業 主	7. 氏 名							
	8. 住 所							
継続雇用された 事 業 所	9. 名 称							
	10. 所 在 地							
<p>雇用保険法施行規則第74条第1項の規定により上記のとおり日雇労働被保険者の資格の継続についての認可を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">記名押印又は署名 被保険者氏名 印</p> <p style="text-align: center;">公共職業安定所長 殿</p>								
※認可の 可 否		※理 由						

注 意

- 6欄から10欄までには、2月の各月において18日以上又は継続して31日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合のその月又は期間、事業主及び事業所を記載すること。
- 継続雇用された事業主が法人の場合は、7欄には法人の名称及び代表者の氏名を、8欄には法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 9欄及び10欄には、継続雇用された事業所の名称及び所在地が7欄及び8欄の記載と異なる場合にのみ記載すること。
- 被保険者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。

90303 (3) 認可の要領及び認可の基準

- イ 認可は、申請を受けた安定所長が行う。この場合において、住所又は居所を管轄する安定所の長が事業所の所在地を管轄する安定所の長と異なるときは、事業所の所在地を管轄する安定所の長の意見を聴いた上で決定する。
- ロ 認可は、日雇労働被保険者が一の事業主の下において一般被保険者等として固定することができないような就労実態にある場合又は当該事業所において、第13条の受給資格、法第37条の3の高年齢受給資格又は法第39条の特例受給資格を得ることが困難であると認められる場合に行う。
- 就労実態が上記に該当するか否かを判断するためには、切替えの要件に該当するに至った月(要すれば当該2月又は31日以上雇用が継続した期間を含む過去の期間(おおむね6月を限度とする。))における就労先事業主の数及び当該事業主の下における就労状況を調査するとともに、認可申請時以降においてもその就労実態に変更がない見通しであるか否かを把握しなければならない。
- ハ 認可は、切替えの要件に該当し、既に一般被保険者等として取り扱われている者については行うことはできない。
- ニ 切替えの要件に該当する者が、認可の申請をしないまま、日雇労働被保険者として取り扱われていることを発見した場合に、その者がロに掲げる基準により認可を受けることのできるものであるときは、その者の申請にさかのぼって認可することができる。
- ホ 認可を受けて日雇労働被保険者の資格を継続している者からの申請により認可の取消しを行う場合は、将来に向かって行うものとし、さかのぼって行うことはできない。
- ヘ 認可を受けた者について、認可後において雇用の態様に変更され、ロに掲げる認可を受けることのできる基準に該当しなくなっていることを発見したときは、さかのぼって認可を取り消す。
- ト 安定所長の重大な過失等により、誤って認可を与えた場合には、当該認可は当然無効となるものであるから、認可がなかったと同様の処理を行う。

90304 (4) 指導要領

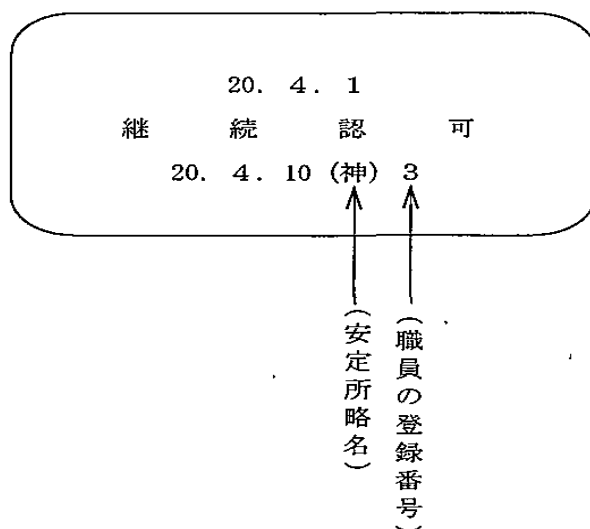
安定所は、日雇労働被保険者について、切替えの要件に該当したか否かに留意し、該当者がある場合は、事業主に対して資格取得届を提出するよう指導し、切替えが遅滞なく行われるよう努めなければならない。この場合において、認可基準に該当すると認められるときは、認可により継続して日雇労働被保険者として取り扱われる途もある旨を併せて知らせ、認可を著しく遅延することのないよう努めなければならない。

90305 (5) 事務処理の要領

- イ 認可する場合の手続きは、申請書決裁欄により決裁の上、申請書の「認可の可否」欄及び被保険者手帳「資格継続認可状況」欄に次のごとき認可印を押すと

もに、申請書の「理由」欄に、聴取し、又は調査した認可理由を記載し、かつ、被保険者手帳の認可印の下には、認可に係る事業主名を記載して当該被保険者手帳を申請者に返付する。

(認 可 印)



ロ 申請を認可しないこととする場合は、申請書決裁欄により決裁の上、申請書の「認可の可否」欄に「不認可」と記載し、申請者に被保険者手帳を返付するとともにその旨通知するものであるが、この場合、一般被保険者等の資格取得の手続をさせなければならない。

ハ 既に一の事業主について認可を受けた者について、他の事業主に関し認可する場合又は同時に2以上の事業主の下において切替えの要件に該当したものについて認可する場合も、前記イと同様の事務処理を行う。

ニ 被保険者手帳の再交付の場合(90153及び90154参照)は、従前の認可に関する記載事項を転記する。

90401-90900 第2 給付関係事務

90401-90450 1 日雇受給資格の決定

90401 (1) 受給要件

イ 日雇受給資格は、日雇労働被保険者が失業した場合において、失業の日の属する月前の2月間に、その者について通算して26日分以上の徴収法第10条第2項第4号の印紙保険料(以下「印紙保険料」という。)が納付されているか否かにより決定される(法第45条)。しかし、印紙保険料は、印紙の貼付又は納付印の押なつによって納付されることとなっているので、現実には、その者の被保険者手帳に貼付された印紙の枚数又は押なつ納付枚数によって決定する。したがって、1日に2枚貼付又は2回押なつした者については、これを2日分として計算する。

このように、日雇労働被保険者が日雇給付金を受けるための要件は、単に印紙を所持すること等によって満たされるものではなく、消印を受けた印紙が被保険者手帳に所定の枚数以上貼付されていることが必要であることに留意する。

ロ 通算して26日分以上とは、その2月の各月において印紙保険料を納付していることを要件とするものではなく、例えば、初めて日雇労働被保険者になった者が、その月において26日分以上の印紙保険料を納付している場合は、その翌月及び翌々月に失業している場合においても日雇受給資格があるのである。

ただし、日雇労働被保険者が2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月の最初の日に一般被保険者等に切り替えられ又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用され、31日以上雇用されるに至った日に一般被保険者等に切り替えられ、その切り替えられた日の属する月に離職した場合において、その前2月に26日分以上の印紙保険料が納付されているときは、日雇受給資格があるが、これは、その離職した月に限られる(法第43条第3項)。

(参考)

印紙貼付日数算定の特例

- 1 港湾運送業における船内荷役、艀荷役のごとく、その作業が昼夜兼行となり、かつ、過重な肉体労働を要する場合に、これら作業に就労する日雇労働被保険者の印紙貼付について暦日をもって印紙貼付の日数とすることは、受給資格の取得が困難となり、他の業務に就労する日雇労働被保険者に比較してはなはだ酷であるから、これらの作業に就労する日雇労働被保険者の印紙貼付については、同一の事業主に8時間を超えて長時間(継続していると断続していると問わない。)作業に就労した場合に限り、特例として次の要領により取り扱うこととされている。

この特例の適用については、港湾運送業における船内荷役、艀荷役のごとく当該作業が昼夜兼行を必要とし、かつ、過重な肉体労働を要することを要件とするものであるから、都道府県労働局において本特例適用の必要を認めた場合は、当該作業を指定して本特例を適用する。

第一級雇用保険印紙・第二級雇用保険印紙・第三級雇用保険印紙（略）

イ 算定方法

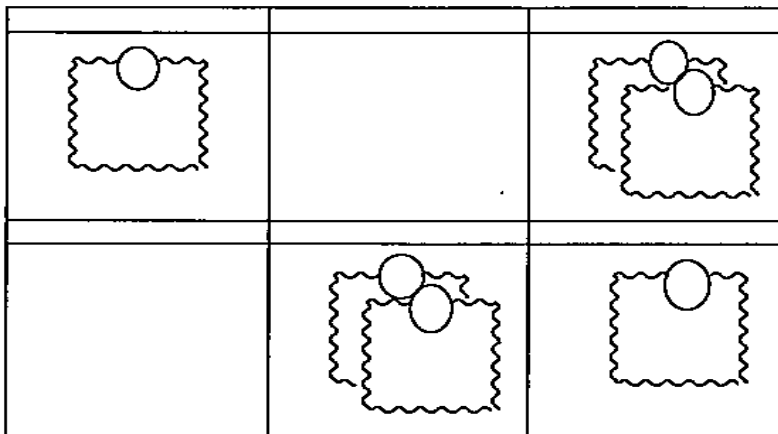
- (イ) 暦日における労働時間(休憩時間を除く。以下同じ。)が継続又は断続して 8 時間を超過した場合は、最初の 8 時間までを 1 日とし、これを超える時間については、8 時間を単位として 1 日を加算する。したがって、例えば、労働時間が 1 暦日(24 時間)に及ぶ場合は、その 1 暦日は 3 日、16 時間に及ぶ場合は 2 日、15 時間の場合は 1 日として計算されることとなる。
- (ロ) 労働時間が 8 時間を超え、かつ、2 暦日にわたる場合は、暦日ごとに(イ)の日数を算出することなく作業開始時刻より作業終了時刻までの労働時間について上記の算定を行うが、この場合、労働時間が 16 時間に満たないため 8 時間を超える部分が 8 時間に満たないときであっても 21454 のイの(イ)の c の(d)により、これを 1 日として加算する。
- すなわち、この場合は 10 時間でも 2 日となる。

ロ 印紙の級別の決定

本特例による印紙の級別の決定は、支払われた賃金(断続した場合はその合計額)を労働した時間(断続した場合はその合計)によって除して得た額を単位とし、これにイによって算出された 1 日に属する労働時間を乗じて 1 日の賃金額を算定し、これによって貼付すべき印紙の 1 級、2 級、3 級の別を定める。

ハ 被保険者手帳への印紙の貼付要領

- (イ) イの(イ)の算定方法によって、1 暦日を 2 日以上に計算した場合における印紙の貼付は、その 1 枚は該当日の印紙貼付日欄に、残りのものはその日の印紙の上にその消印がわかるようにしてずらして貼付する。



- (ロ) イの(イ)により 2 暦日にわたる労働で 2 枚貼付する場合はそれぞれ当該日の欄に、2 暦日にわたる労働で 1 枚貼付する場合はその労働時間の主たる部分の属する日の欄に貼付する。

2 1 暦日に 2 以上の事業主に雇用された場合の印紙貼付要領

日雇労働被保険者が、1 暦日に 2 以上の事業主に雇用された場合は、その各々の事業主が印紙を貼付することを要し、その貼付方法については 1 のハに準じて行うこととされている。

なお、この場合、当該事業主について上記 1 の特例が適用されることがあるので留意すること。

- 3 事業主が徴収法第 25 条第 1 項の規定により決定を受けた印紙保険料を納付した場合には、その納付のあった日分については、事業主は印紙が貼付された場合又は納付印が押なつされた場合と同様の取扱いをするが、その場合の事務処理は次によることとされている。
- イ 徴収法第 25 条第 1 項の規定により決定を受けた印紙保険料を納付した事業主に対し、日雇労働被保険者から請求のあったときは、その者の労働した月日及び印紙保険料の等級別に関する証明書を作成し、当該日雇労働被保険者にこれを交付するよう指導する。
- ロ この証明書の交付を受けた日雇労働被保険者が日雇給付金の支給を受けようとするときは、歳入徴収官から、上記イの証明書に記載された印紙保険料が納付済みである旨の確認(主管課と安定所との連絡により安定所長において確認できる場合は、安定所長の確認で差し支えない。)を受けた上、これを被保険者手帳に添えて安定所に提出させる。
- ハ 上記ロにより歳入徴収官又は安定所長の確認のあった日分については、印紙の貼付又は納付印の押なつがあったものとみなして日雇受給資格の有無を判断するとともに、被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ)台帳及び支給台帳に当該証明書に明示された事項に基づいて所要の表示を行う。

90402 (2) 日雇受給資格の決定

- イ 日雇労働被保険者が失業し、失業の認定を受けるため、その月において最初に安定所に出頭し、被保険者手帳を手帳を提出した場合は、本人であることを確認し、受給要件を満たしていると認めたときは、次の処理を行わなければならない。
- (イ) 被保険者手帳の「印紙貼付(納付印押なつ)台帳」の「貼付印紙数(押なつ納付印数)」欄に、貼付された印数又は押なつされた納付印について「1 級」、「2 級」、「3 級」、「計」別に、それぞれ枚(回)数を記載し、「取扱者印」欄に取扱者の印を押すとともに貼付された印紙又は押なつされた納付印の塗抹を行う。これは、その後において不正に再貼付されること等を防止することためである。この塗抹に当たっては、証券用インク、マジックインク等インク消によって消すことのできないようなものを使用する。なお、この場合、被保険者手帳の「印紙貼付(納付印押なつ)台帳」の「貼付印紙数(押なつ納付印数)」欄の「取扱者印」欄への押印は省略して差し支えない。
- (ロ) 被保険者手帳の「支給台帳」欄中「普通給付関係」欄の所定の箇所に、直前の 2 暦月において貼付された印紙の枚数又は押なつ納付印数を「1 級」、「2 級」、「3 級」の別に転記する。
- (ハ) 90552 及び 90553 によって日雇給付金日額及び支給日数を記載する。
- (ニ) 安定所保管の支給台帳には、前記(ロ)及び(ハ)に準じて所要事項を記載する。その者について日雇求職票が作成されるときは、日雇求職票の 3 欄右側の空欄の適当な箇所に被保険者手帳の登録番号を記載する。

(ホ) 前記(イ)から(ニ)までの処理を行ったときは、被保険者手帳に支給台帳(初めて日雇受給資格を有する者(以下「日雇受給資格者」という。))となった者であるときは、併せて日雇求職票)を添付して安定所長の決裁を受ける。

ロ 受給要件を満たしているかどうかを決定するに当たって、その決定の基礎となる印紙又は押なつ納付印は、表面が塗抹又は改ざん等がなされていないものであることを要し、また、損傷等によって著しくその正当性を欠くものは、その効力がないものとして取り扱う。破損による場合等には、その3分の2以上の形をとどめているものでなければならない。

なお、貼付された印紙に2回以上の消印のこん跡が認められるものは、その理由を究明して2回以上使用しているものでないかどうかを調査確認しなければならない。

90451-90500 2 求職の申込み及び失業の認定

90451 (1) 求職の申込み

イ 日雇労働被保険者は、失業した場合に日雇給付金の支給を受けようとするときは、所定の時限までに、その希望する任意の安定所に出頭して、求職の申込みを行わなければならない。この時限後に出頭した者については失業の認定は行わない(法第 47 条、則第 75 条)。

ロ 当該日雇労働被保険者から初めて求職申込みを受けた安定所においては、次の処理を行う。

(イ) 日雇端末が設置されている安定所の場合

a 安定所ごとに登録番号を与えて、日雇端末から出力された手帳シールを被保険者手帳の第 2 頁から第 4 頁までの手帳シール貼付欄に貼付する。この場合、すべての手帳シール貼付欄に手帳シールが貼付済であるときは、手帳第 1 頁の「登録安定所名」欄及び「手帳登録番号」欄の記載を行う。なお、「登録安定所名」欄及び「手帳登録番号」欄が全て記載済である場合は、その下の「備考」欄に登録安定所名及び手帳登録番号の記載を行う。

b 「登録印」欄については、90152 に準じて処理を行う。

c 第 2 頁から第 4 頁までの手帳シール貼付欄に貼付した手帳シールについては、写真の貼付、交付年月日の記載及び安定所長印の押印は行わない。

(ロ) 日雇端末が設置されていない安定所の場合

a 手帳第 1 頁の「登録安定所名」欄及び「手帳登録番号」欄の記載を行う。なお、「登録安定所名」欄及び「手帳登録番号」欄が全て記載済である場合は、その下の「備考」欄に登録安定所名及び手帳登録番号の記載を行う。

b 登録印の押印については、手帳第 1 頁の「手帳登録番号」欄の右の「登録印」欄に日雇労働被保険者が日雇給付金を受領する際領収印として使用すべき印章を押印しておく。また、安定所用の控えとして、日雇被保険者関係各種処理結果票(㊦様式第 70 号)の「備考・処理内容・安定所記載欄」の余白に同一の印章を押印する。また、登録印の変更については 90152 に準じて処理を行う。

この場合、失業の認定及び日雇給付金の支給に関する事項を日雇労働求職者給付金支給台帳に記録する安定所においては、これら登録印の取扱いを省略しても差し支えない。

90452 (2) 失業の認定時間等の告知

安定所は、失業の認定、日雇給付金の支給を行う時刻(及び、必要に応じ時間)を定め、これを日雇労働被保険者が失業の認定を受けるために出頭する場所に掲示する等の方法によって、あらかじめ、日雇労働被保険者に知らせなければならない(則第 75 条第 6 項)。

90453 (3) 失業の認定時間等の延長又は変更

失業の認定時間は、日雇労働者の就労配置の時限(午前 7 時～午前 8 時を基準と

する。)の後に定めることを原則とするが、各地方の特殊事情、労働市場の状況その他安定所の機能及び事務量等によって、失業の認定時限を1時間以内において延長又は変更することができる。安定所長が失業の認定時限の延長又は変更の取扱いを行う場合は、あらかじめ主管課長に報告してその承認を受けなければならない。主管課長は、上記の報告を受けた場合は、報告に係る安定所と隣接した安定所の関係及び管下全安定所との調整を考慮した上承認する。

なお、この場合、承認しようとする安定所が他県と隣接している場合又は同一の労働市場内に他県の安定所が存在する場合等にあつては、当該隣接都道府県労働局雇用保険主管課長と連絡協議して、必要な調整を行った上で承認しなければならない。

90454 (4) 失業の認定を行う日

日雇労働被保険者が就業することのできない場合における失業の認定は、日々その日について行うのを原則とする(則第75条第1項)。

90455 (5) 失業の認定要領

イ 日雇労働被保険者が失業の認定を受けようとするときは、その都度安定所に出頭し、被保険者手帳を提出しなければならない(則第75条第5項)。

保険者手帳は、90151に述べたとおり被保険者、事業主はもとより政府にも、これにより権利義務が行使され、又は履行されるものであるため、被保険者手帳を提出しない場合は、失業の認定はできない。

ロ 日雇労働被保険者に関する求職の申込時限の後に、失業の認定時限が定められるのであるが、これは求職の申込みをした日雇受給資格者に対して、直ちに失業の認定を行うことを意味するものではなく、その日の求人状況と求職状況等からみて失業と認められる場合にのみ失業の認定を行うことができるのである。したがって、日雇給付支給時限到来後もなお求人が確実に予想される場合は、日雇受給資格者にその旨を通知し、その日に限り失業の認定時限を延長することができる。この場合において、日雇給付金の支給時限が延長されるのはもちろんである。

ハ 日雇給付金の普通給付に係る失業の認定の原則は、基本手当及び日雇給付金の特例給付(90603のニ参照)に係る失業の認定が、過去の日分について行われるのに対し、その日における午前中の一定時限に、その日一日中失業の状態にあるということから、条件付に認定するものであるから、いったん失業の認定を行った後であっても、その者についてその日に確実に就労可能の状況が生じた場合には、既に行った認定を取り消して紹介を行い、もし正当な理由なく就労を拒否する場合は、法第52条の規定により給付制限を行うことができるのは当然である。

ニ 紹介が不調に終わった場合の失業の認定は、紹介票の裏面に事業主からその旨の証明を受けてその日のうちに提出させた上、これを行う。

ホ 日雇受給資格者が所定の認定時間に遅れて出頭した場合は、安定所に出頭の途上交通機関の事故等があった場合でも、もし、その事故等がなかったときは、所定

の時限までに出頭できることが確認され、かつ、社会通念上遅滞なく安定所に出頭したと認められる場合のほかは、失業の認定を行うことはできない。

- へ 輪番制を実施している安定所において、あらかじめ最初の番号と最後の番号とを示す場合に、当日当たり番の者が紹介時限に遅れ、認定時限までに出頭した場合は、労働の意志及び能力が薄弱であると認められるので、出頭途上の交通途絶等の理由がない限り、当日の失業の認定は行わない。

失業の認定及び不就労日に関する届書（連記）

（ 月分）

平成 年 月 日

私たちは、受給資格の決定が遅延していた間、
 { ①の日において職業に就かなかったこと
 ②の○印の付された日において職業に就くことができな
 かったこと } を届け出ます。

公共職業安定所長
 地方運輸局長 殿

① 各週最初の不就労日		(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)																
手帳 登録番号	氏名	印	② 職業に就くことができなかった日																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16				
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16				
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16				
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16				
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					

- 注意 1 失業の認定を受けようとする日の属する週において、既に不就労日の届出をしているときは、その週における不就労日については①欄に記載する必要がないこと。
- 2 不就労日の届出をする必要がないときは、届出の文言中「①の日において職業に就かなかったこと」を抹消すること。
- 3 ②欄には、職業に就くことができなかった日（各週最初の不就労日を除く。）の日付を○で囲むこと。

ト 作業が翌日にわたる場合

- (イ) 翌日にわたる深夜作業に従事し、その労働時間が8時間を超え、労働日数2日として計算される場合は、原則として翌日の失業の認定は行わない。
- (ロ) 作業が翌日にわたった場合でも、労働時間が8時間を超えない場合(労働日数1日とされる場合)は、その者の労働の意志能力の実際について判断する。
- (ハ) 翌日にわたらず、1暦日に印紙が2枚以上貼付され、又は2回以上納付印が押なつされた場合は、その翌日の失業の認定に当たっては、特に労働の意志及び能力に注意することを要する。

チ 失業の認定を受けた日において、失業の認定後就労したときは、その日分の失業の認定を取り消さなければならない。したがって、就労した疑いがあるときは、次回認定日において、これを確かめることとする。この場合、次のような届書により届出を求めることも一方法である。

なお、ハ参照

就 労 届	
月 日次のとおり就労したことを届けます。	
事業所名	
就労時間	
年 月 日	
〇〇公共職業安定所長	
〇〇地方運輸局長	殿
	手帳登録番号
	氏名
	印
	(記名押印又は自筆による署名)

リ 事務処理

- (イ) 安定所は、失業の認定時限までにおいて、日雇受給資格のある日雇労働被保険者から被保険者手帳を提示させなければならない。
- (ロ) 安定所は、提出を受けた被保険者手帳により、本人であること及び日雇受給資格の有無の認定を行うとともに、失業の認定を受けようとする日の属する週において、既にその日前における不就労日の確認が行われていることを確かめた上で失業の認定を行い、次の処理を行う。
 - a 支給台帳及び被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄に回転式日付印を押す。

- b 当日、日雇給付金を支給すべき者については、失業の認定の事務処理を行った後、直ちに被保険者手帳及び支給台帳を日雇職業紹介係(日雇労働者に係る職業紹介を行う係をいう。)より日雇給付係(日雇給付金を支給する係をいう。)へ回付する。
- (ハ) (ロ)の a 及び b にかかわらず、支給台帳のかわりに決議書用支払内訳書(個人別票)を使用して支給事務を行う場合の留意点は、次のとおりである。
- a 支給台帳に失業の認定に関する事項を記録する必要はないこと。
- b 当日、日雇給付金を支給すべき者については、失業の認定の事務処理を行った後、直ちに被保険者手帳及び決議書用支払内訳書(個人別票)を日雇紹介係より日雇給付金係へ回付する。

90456 (6) ㊦の取扱い

イ 失業の認定時限中に日雇受給資格者が就業の自己開拓等を希望した場合は、その者の被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ)台帳の当該貼付(押なつ)日欄に㊦と記載して取扱者の印を押し、返付する。

その者が事業主の都合によって就業できなかった場合や正当な理由によって就業し得なかった場合であり、かつ、その日に出頭した場合に限って失業の認定及び日雇給付金の支給を行うことができる。

ロ 受給資格者が失業の認定を受けるべき日の前日以前に、就業の自己開拓を行ったもので、天候の事情等により当日の就業が不確定である場合は、就業開始時間並びに当該日雇受給資格者の住所、安定所の位置及び就業見込事業所の位置の3地点の間の交通の便や地理的事情により、紹介時限、失業の認定時限中に安定所に出頭することが相当困難と認められる場合に限り、日雇受給資格者の申出と事業主の証明によって、その前日(継続する就業の場合は、最初の就労予定日の前日。ただし、この取扱いができるのは継続3日以内とする。)に㊦の表示を行い、不就業日当日安定所に出頭させてイの取扱いを行うことができる。

この取扱いは、失業当日1日分につき認めるものであって、連続不就業の場合でも各日出頭させるのであるが、90458の届出認定の取扱いは、受給資格者又は特例受給資格者の場合と同様に認められる。

不就業日当日の認定に当たっては、その理由を記載した事業主の証明書を提出させる。

なお、労働者が事業主と通じて計画的に就労を忌避するために、この方法をとることのないよう十分留意しなければならない。

また、その者の安定所に出頭する時刻は、不就業が確定した後安定所に直行すべきものとするか、又は通常の労働時間内に特定の時刻とするか等その事情によって適宜変更して指定する。

90457 (7) 仮認定

イ 安定所の紹介した作業に就労することが確実でない場合(港湾関係における中

止となり易い作業等又は夜間作業に就労する場合)等であって、もし就労できなかった場合に、その日に失業の認定を受けることが時間的に困難と思われるもの(その日に再び出頭できない場合又は安定所が失業の認定及び日雇給付金の支給事務を終了している場合)については、仮認定を行うことができる。仮認定を行った場合は、就業できなかったことが確認される場合(紹介票の裏面に事業主の不調に関する証明を受け、これを提出させることによって行う。)に限り、翌日以後において失業の認定及び日雇給付金の支給を行うことができる。ただし仮認定を行った日の翌日から起算して3日以内(期間の末日については90458のホの(ロ)に準ずる。)に、本人が就業できなかった旨を届け出ない場合は、その後においては、その日分の失業の認定、日雇給付金の支給を行わないものとし、この旨をあらかじめ本人に通知しておかなければならない。

- ロ 仮認定を行った場合は、被保険者手帳の当該印紙貼付(納付印押なつ)日欄に「仮認定」と記載して取扱者の印を押す。仮認定の取扱をした者については、翌日以後に確認を行い日雇給付金を支給する場合は、被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄及び支給台帳に、日雇給付金の支給を行った日を記載し、その上部に「何日仮認定」と記載する。

90458 (8) 休祝日等における届出による失業の認定

- イ 日雇労働被保険者が失業の認定を受けようとする日が、次のいずれかに該当するときは、その日に係る認定は、届出によって行うことができる(則第75条第2項)。

(イ) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休祝日」という。)であって、かつ、安定所が日雇労働被保険者の職業紹介について、平常どおり業務を行わない日

ロ 降雨、降雪その他やむを得ない理由のため事業主が事業を休止したことにより、あらかじめ安定所から紹介されていた職業に就くことができなかつた日(以下「降雨降雪日」という。)

ハ 日雇労働被保険者について安定所が職業の紹介を行わないこととなる日としてあらかじめ指定した日(以下「非番指定日」という。)

- ロ イの届出は、当該休祝日届出事由に該当する日の後1か月以内に行わなければならないが、それらの日が、例えば、年末、年始のごとく連続している場合(その間に不就業日となる日があるときを含む。)には、その連続した日の最後の日の後1か月以内に行うことができる。

- ハ 届出により失業の認定を受けようとする者は、ロの期間内に安定所に出頭し、当該休祝日等において就業できなかったことを申し出又は届け出る。

失業とは、法第4条第3項に規定するとおり、労働者が労働の意志及び能力を有するにもかかわらず就業できない状態をいうのであるから、休祝日等において日雇労働者が就業しているとき又は労働の意思及び能力がないと認められるときは、失業の認定を行い得ないことは当然である。

したがって、形式的に届出を受理することなく、失業の事実についての確認に努

めなければならない。

ニ 取扱い及び事務処理

- (イ) 安定所は、日雇労働被保険者から本取扱いを受けることができる日において職業に就くことができなかつた旨の申出を受けたときは、次の様式により、被保険者に記名押印又は自筆による署名を行わせる。

休祝日等に関する届書（連記）

平成 年 月 日

私たちは、平成 年 月 日（ ）において職業に就くことができな
かったことを届けます。

公共職業安定所長
地方運輸局長 殿

手帳登録 番号	氏 名	印	手帳登録 番号	氏 名	印

(ロ) 就労配置のための時間的制約等により、(イ)の取扱いが困難な安定所においては、あらかじめ次の届出様式を被保険者に配付しておき、当該休祝日後の1か月以内に提出させること
によって、当該休祝日等の失業の認定を行うことができる。

休祝日等に関する届出

私は、平成 年 月 日（ ）において職業に就くことができなかつ
たことを届けます。

平成 年 月 日

公共職業安定所長
地方運輸局長 殿

手帳登録番号

氏 名

Ⓔ

（記名押印又は自筆による署名）

なお、(イ)及び(ロ)の届書様式の文言中の空欄の箇所には、則第75条第2項各号に掲げる日のいずれかに該当するかを明確に記載する。この場合、例えば、イの(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる日(「休祝日」、「降雨降雪日」及び「非番指定日」)を列挙して印刷しておき、該当する日に○印を付けさせるほか、あらかじめ作製したゴム印を押印する等の方法をとっても差し支えない。

- (ハ) イの届出が90503のイによる不就労日の届出と同時にされる場合には、これらの届書の様式を統一した次のような様式により届出を行わせることも差し支えない。

休祝日等及び不就労日に関する届書

私は、次の { ①の日において職業に就かなかったこと
②の日において職業に就くことができなかったこと } を届けます。

平成 年 月 日
公共職業安定所長
地方運輸局長 殿
手帳登録番号
氏 名 ㊦
(記名押印又は自筆による署名)

① 各週最初の不就労日		(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)
② 届出認定に係る休祝日等 〔規則第75条第2項の届出に係る日〕	1 休 祝 日 (第1号に該当する日)
	2 降雨降雪等により紹介されていた職業に就けなかった日(第2号に該当する日)
	3 非番日としてあらかじめ指定されていた日(第3号に該当する日)

(注) 1 失業の認定を受けようとする日の属する週において既に不就労日の届出をしているときは、その週における不就労日については①欄に記載する必要がないこと。
2 不就労日の届出をする必要のないときは、届出の文言中の「①の日において職業に就かなかったこと」を抹消すること。
3 ②欄には、該当するものの番号を○で囲み、その月日を記載すること。

休祝日等及び不就労日に関する届書（連記）（略）

ホ 本取扱い上留意すべき事項

(イ) 本取扱いは、休祝日については、日雇労働者の職業紹介業務を当該休祝日においても平日同様取り扱う安定所にあってはできない。また、あらかじめその休祝日に一部の者を指定してその一部の者についてのみ職業紹介業務を行う安定所にあっては、その指定された者はこの取扱いを受けることができないのはもちろんである。

なお、求職申込みの日前に係る日(既に求職申込みを行っている者については、その求職が無効となった日以後新たに求職申込みを行った日の前日までの間)については、この取扱いを受けることはできない。

(ロ) ロにおいて、当該休祝日等イの届出事由に該当する日の後の1か月目の日が休祝日(安定所が日雇労働者の職業紹介について平常どおりの業務を行わない日に限る。)である場合は、行政機関の休日に関する法律第2条の規定により、その翌日までとなる。

(ハ) 本取扱いにより失業の認定を受けようとする日がイの(ロ)に該当するときは、安定所は、その日についての失業の認定は天気予報等により判断して行うことなく、必ず事業主に確認した上でこれを行う。

なお、確認に当たっては、必ずしも証明書の提出を求める必要はなく、電話等により行って差し支えない。

(ニ) イの(ロ)の「降雨、降雪その他やむを得ない理由」とは、自然現象又は自然現象に準ずる突発的な事情の変更の場合(例えば、崖崩れ、橋の流失等により作業現場への交通途絶の場合)をいうものである。

(ホ) 日雇受給資格者が安定所の紹介による求人者との面接のために安定所に出頭することができない日(安定所の指示により広域求職活動のため求人者と面接するに要する期間中の日を含む。以下同じ。)は、当該面接の日をイの(ハ)の非番指定日に該当するものとして取り扱う。

この場合、ニの届書を提出することを要せず求人者との面接を証する書面(広域求職活動費を支給される者にあつては、広域求職活動面接証明書)によって、当該面接日について失業の認定を行うこととして差し支えない。

この面接証明書は、面接終了後速やかに提出するよう指導する。

90459 (9) 証明認定の取扱い

イ 日雇労働被保険者の失業の認定は、日々その日に行われるのを原則とするほか、90458による届出により行われるものであるが、この場合、失業の認定を受けようとする日において、天災その他やむを得ない理由のために安定所に出頭することができないときは、証明認定の取扱いをすることができる(則第75条第3項)。

ロ イにより失業の認定を受けようとする者は、その理由のやんだ日の翌日から起算して7日以内に安定所に出頭し、次の事項を記載した官公署の証明書又は安定所が適当と認めた者の証明書を提出する(則第75条第3項及び第4項)。

(イ) 氏名及び住所又は居所

(ロ) 天災その他やむを得ない理由の内容及びその理由がやんだ日

ハ 本取扱いを行うに当たっては、次の事項に留意する。

(イ) 「天災その他やむを得ない理由」の範囲及び官公署の範囲等については、51401 のニ(「ハ」のなお書)以下の場合を除く。)を準用するほか、疾病又は負傷のため失業の認定を受けようとする日に安定所に出頭できなかった場合(90458 の届出による失業の認定の場合に限る。)にも、診療を担当した医師の証明書を提出することにより、90458 のイの(イ)～(ハ)に掲げる日について失業の認定を行うことができる。

(ロ) 証明認定を受けるために安定所へ出頭すべき時間は、その理由のやんだ日の翌日から起算して7日以内とされているが、失業の認定に当たり、失業の状態の確認が困難となることを防止し、また、事務処理を円滑に行うために、その理由がやんだ日の直後に出頭するよう日雇労働被保険者を指導する。

なお、やむを得ない理由により出頭の際証明書の提出ができないときは仮認定を行う。

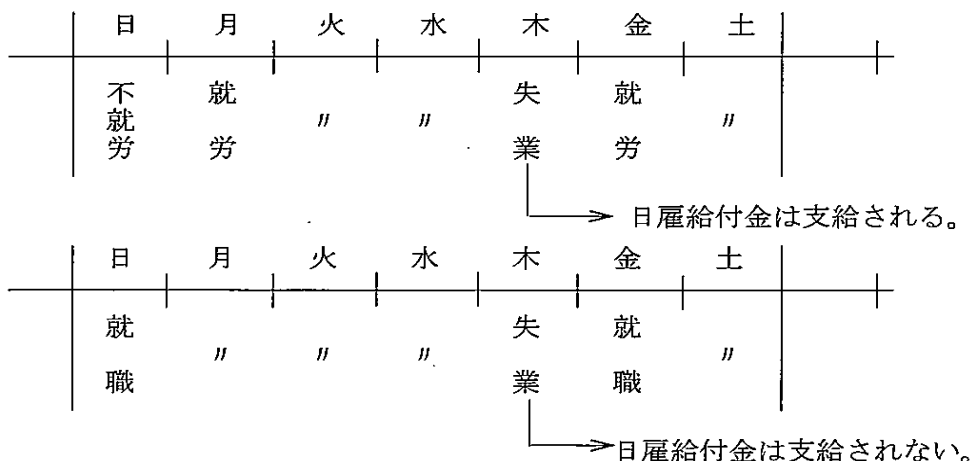
90501-90550 3 不就労日の確認

90501 (1) 概要

日雇給付金は、日雇労働被保険者が各週について職業に就かなかつた日(以下「不就労日」という。)が1日あれば、その後その週において失業した日について支給されることとなる。日雇給付金の支給を受けようとする者は、安定所長に対して不就労日の届出を行い、安定所長がこれを確認するのである。

90502 (2) 不就労日の確認

イ 日雇給付金は、各週(日曜日から土曜日までの7日をいう。)について最初の不就労日には支給されない。この不就労日は、必ずしも失業していた日であることを要しないから、その日については労働の意思、能力を問う必要はなく、単に職業に就かなかつた事実を確かめればよいことになる(次例参照)。



なお、この場合、日雇給付金の支給を受けようとする者が、週の中で初めて求職の申込みを行った場合であっても、その週において求職の申込みを行った日の前日までの間に不就労日があり、その確認ができるときは、当該求職申込みの日以後について、失業の認定及び日雇給付金の支給が行うことができる。

また、「職業に就かなかつた」か否かについては、51255 のイに準じて取り扱うこと。

ロ ある週が2月にまたがる場合も同様に、不就労日とその週に1日あれば、その週で他の日に失業したときは、日雇給付金が支給できる(例1参照)。

(例1)

	29	30	31	1	2	3	4	
	日	月	火	水	木	金		
	不 就 労	就 労	〃	失 業	就 労	〃		

└─→ 日雇給付金は支給される。

なお、その不就労日の属する月に受給資格がない場合でも不就労日の確認を行うことができる(例2)。

(例2)

← 受給資格無し →				← 受給資格有り →				
	28	29	30	31	1	2	3	4
	土	日	月	火	水	木	金	土
		不 就 労	就 労	〃	失 業	就 労	〃	〃

└─→ 不就労日の確認
└─→ 日雇給付金は支給できる

ハ 日雇給付金を受けようとする者に対して、次図のように紹介拒否を行ったため90701により給付制限を行った場合であっても、その給付制限期間中の日に不就労日があったときは、その日についても不就労日の確認を行うことができる。

	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
			紹 介 拒 否							
				給付制限						

└─→ 不就労日

ニ 不就労日は、イにより、その日について労働の意思、能力を問う必要はなく、単に職業に就かなかった事実を確かめればよく、当日、健康保険法の日雇労働被保険者に関する特例の規定による傷病手当金を受けている場合であっても不就労日として取り扱う。

90503 (3) 事務手続

イ 日雇給付金の支給を受けようとする日雇労働被保険者は、その認定を受けようとする失業の日が、その日の属する週における日雇給付金の支給を受けるべき最初の日であるときは、その週においてその日前に不就労日があることを安定所長に届け出なければならない(則第75条第5項)。

この届出は、原則として次のような届書の提出により行う。

不 就 労 日 の 届 書	
私は、平成 年 月 日 (曜日) において職業に就かなかったことを届けます。	
平成 年 月 日	
公共職業安定所長 地方運輸局長 殿	
手帳登録番号 氏 名	
(記名押印又は自筆による署名)	

不就労日の届書（連記）					
公共職業安定所長 地方運輸局長 殿			平成 年 月 日		
私たちは、平成 年 月 日（曜日）において職業に就かなかったことを届けます。					
手帳登録番号	氏名	印	手帳登録番号	氏名	印

なお、届書の様式については、90458 の二の(ハ)参照。また、届書(連記式)に、日雇労働被保険者の氏名及び被保険者手帳登録番号をあらかじめ印刷しておき、届出のあった者について、不就労日の確認を行った上、その者に届書の押印欄に押印させ、届出のない者については、その氏名欄を抹消する等の方法によることも差し支えない。

ロ 安定所は、イの届出を受けたときは、その届出のあった日について不就労日であったか否かを確認しなければならない。この場合、通常は、安定所でその者に職業の紹介を行わなかったこと及び提出を受けた被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ)台帳の当該日欄に印紙の貼付又は納付印の押なつのないことを確認すれば足りるものとするが、その日に自己開拓により職業に就いたと思われる者に対しては、必要により調査を行った上不就労であったか否かを確認する。

ハ 安定所が、その者の届出に基づいて不就労日の確認を行ったときは、安定所保管の支給台帳及びその者の被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」の「不就労確認」欄に、回転式日付印を押す(「不就労確認」欄の記載例については、支給台帳の記載例 90558 のイ参照)。この場合には、被保険者手帳の印紙貼付(納付印押なつ)台帳の当該日欄にも同時に回転式日付印を押す。

なお、回転式日付印は、不就労日の確認を行った日の表示をもって押印する。
ニ 月の初日が週の初日(日曜日)から始まらない場合には、その月の第1週に係る不就労日を確定した日が前月にあるときもあるが、この場合には、安定所保管の支給台帳及びその者の被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」の「不就労確認」欄のその月の第1の欄に、前月の不就労の確認が行われていたこ

とを表示しておく。

90551-90600 4 日雇給付金の支給

90551 (1) 日雇給付金の日額

イ 原則

日雇給付金の日額は、7,500 円、6,200 円及び 4,100 円の 3 種類である(法第 48 条)。

法第 45 条の規定による日雇給付金(普通給付)の日額は、前 2 月間に納付された印紙保険料の等級別状況に応じて、次のとおり決定される(法第 48 条)。

(イ) 第 1 級日雇給付金(7,500 円)……前 2 月間において、第 1 級印紙保険料(176 円)が 24 日分以上である場合

(ロ) 第 2 級日雇給付金(6,200 円)……次のいずれかに該当する場合

a 前 2 月間において、第 1 級印紙保険料及び第 2 級印紙保険料(146 円)が合計して 24 日分以上である場合

b 前 2 月間において、第 1 級、第 2 級、第 3 級印紙保険料(96 円)の順に選んだ 24 日分の印紙保険料の平均額が第 2 級印紙保険料の日額以上である場合

(参考)

x : 第 1 級印紙保険料の納付日数

y : 第 2 級印紙保険料の納付日数

x < 24

かつ、

$$\frac{176 \text{ 円} \times x + 146 \text{ 円} \times y + 96 \text{ 円} \times \{24 - (x + y)\}}{24} \geq 146 \text{ 円}$$

24

この場合に、第 2 級給付金となる。

(ハ) 第 3 級日雇給付金(4,100 円)……その他の場合
これを図示すると、次の早見表のとおりである。

日雇給付金早見表(普通給付用)

印紙保険料の納付日数			日雇給付金日額 の等級
1 級	2 級	3 級	
24日以上			1
15日～23日			2
14日	2日以上		〃
13日	4日以上		〃
12日	5日以上		〃
11日	7日以上		〃
10日	8日以上		〃
9日	10日以上		〃
8日	12日以上		〃
7日	13日以上		〃
6日	15日以上		〃
5日	16日以上		〃
4日	18日以上		〃
3日	20日以上		〃
2日	21日以上		〃
1日	23日以上		〃
0日	24日以上		〃
上記に該当しないとき			3

90552 (2) 日雇給付金の日額の決定と事務処理

日雇給付金の日額の決定は、第1回の失業の認定を受けるため日雇労働被保険者から被保険者手帳が提出された際に行い、決定した日額を被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」中「普通給付関係」の「給付金日額」欄に記載し、その上部に取扱者の印を押すが、この押印は省略して差し支えない。

90553 (3) 支給日数

イ 日雇給付金の日額の決定を行うと同時に、支給日数を決定するのであるが、支給日数は、前2月間に納付された印紙保険料又は押なつ納付印の合計が28枚(回)以下のときは、13日分までとし、28枚(回)を超えるときは、その超える4枚(回)ごとに13日分に1日分が加算される。ただし、最高支給日数は17日である。

なお、具体的に示せば、次の表のとおりである。

印紙の貼付枚数(押なつ印紙数)		給付日数
26枚(回)から	31枚(回)まで	13日
32枚(回)から	35枚(回)まで	14日
36枚(回)から	39枚(回)まで	15日
40枚(回)から	43枚(回)まで	16日
44枚(回)以上		17日

ロ イによって、支給日数を決定した場合は、被保険者手帳の日雇労働求職者給付金支給台帳中「普通給付関係」の「支給日数」欄に、その日数を記載し、その上部に取扱者印を押すが、この押印は省略して差し支えない。

90554 (4) 日雇給付金の支給

日雇給付金は、失業の認定を行った日に、その日分を支給するのが原則とする(法第51条第1項、則第76条)。ただし、次の場合は、失業の認定のみを行い、その日雇給付金をその日以後において支給する。

イ 90458による休祝日等の届書を利用し、届書が提出された日において支給を受けることができないときは、その次の最初に就労できなかった日に努めて支給を受けるよう指導する。

ロ 90401の(参考)の3に述べた歳入徴収官の証明により失業の認定を行う場合には該当しないが、保険料未納であっても納付されることが確実である旨の証明を受けた場合においては、納付されたことが確認できるまで、失業の認定のみを行い、支給を行わない。

日雇給付金の支給を受けるに当たっては、内職収入の届出は必要でない。

90555 (5) 日雇給付金の支給時限

日雇給付金の支給時限は、失業の認定時限経過後とし、日雇給付金の支給は、失業の認定時限を経過した直後より開始する。

失業の認定時限中提出させた日雇受給資格者の被保険者手帳は、日雇給付金の支給時限まで安定所において保管し、日雇給付金を支給する場合、同時にこれを返還する。

90556 (6) 日雇給付金の支給要領

イ 日雇給付係は、失業の認定を行った係より被保険者手帳及び支給台帳の回付を受け、支給台帳の認定担当者により押された回転式日付印の上に自己の認印を押印し(認定した日と支給した日が異なる場合は90558のホの(7)のbの(b)又は(c)により取り扱う。)受領印を徴した上日雇給付金を支給し、同時に被保険者手帳を返付する。

ロ 日雇労働求職者給付金支給台帳のかわりに決議書用支払内訳書(個人別票)を使用

して支給事務を行う場合は、日雇給付係は、失業の認定を行った係より被保険者手帳及び決議書用支払内訳書(個人別票)の回付を受け、その者が支給を行った被保険者の範囲が明示できるように当該支給を行う者の認印を決議書用支払内約書(個人別票)の任意の箇所に押印し、受領印を徴した上日雇給付金を支給し、同時に被保険者手帳を返付する。

ハ 日雇労働被保険者から口座払いにより日雇給付金の支給を受けることを希望する旨の申し出があり、口座払いによる支給を行おうとする場合には、本省に協議する。

90557 (7) 回転式日付印の使用

イ 給付事務の迅速な処理を図るため回転式日付印を使用する。

ロ 回転式日付印を押印した場合に、左端の2桁の数字となるゴム印の部分を、失業の認定をした日の日付とする。

ハ 回転式日付印を押印した場合に、右端の2桁の数字となるゴム印の部分を失業の認定を行う職員の番号(各安定所の係員ごとに決定した追番号)とする。したがって、安定所においては、通常失業の認定を行う職員について、その番号を決定し、調書を作成しておく。

なお、その職員が欠勤、出張等で不在の場合においても、事務処理が円滑できるよう、あらかじめ他の職員についてもこの番号を決定しておく。

ニ 回転式日付印の最右端には、各安定所の頭文字等(同一都道府県労働局管内に同一頭文字を有する安定所が2以上あるときは、重複しない記号を選択する。)を○で囲んだゴム印を付着させる。

ホ 回転式日付印は、取扱安定所及び担当職員の印に代えるものであるから、その取扱いを慎重にし、紛失等の事故のおこらぬよう特に留意する。

なお、主管課は、常時回転式日付印の保有数を調査しておき、紛失、損傷、摩滅等により新たに回転式日付印を作成した場合、調書を作成しておく。

ヘ 回転式日付印が紛失、損傷、摩滅等により使用に耐えなくなり、しかも予備印のない場合における処理は、日付けの記載、取扱者の印及び認定を行った安定所の表示(記載、なつ印を問わない。)をもってすることができる。

90558 (8) 支給台帳

イ 支給台帳は、失業の認定及び日雇給付金の支給に関する事項を記録するものであるが、同時に日雇給付金領収書として取り扱われるものである。

ロ 支給台帳は、日雇労働被保険者が失業の認定を受けるため、最初に安定所に出頭した際において、個々の日雇労働者ごとに作成し、所要事項を記載し、その日雇労働者が日雇給付金を受領する際領収印として使用すべき印章の印影を徴する。

ハ 既に他の安定所において失業の認定、日雇給付金の支給を受けている場合であっても作成する。すなわち、同一の労働者について、その者が失業の認定を受ける安定所ごとに作成するものである。

ニ 支給台帳の記載要領は、次のとおりである（なお、特例給付に係る記載要領及び記載例については、90607 のイ及びハ参照）。

(イ) 「手帳交付安定所名」欄には、被保険者手帳の交付安定所と支給台帳作成安定所が異なる場合にのみ記載することとし、その他の場合には記載を省略して差し支えない。

(ロ) 「年齢」欄の生年月日の記載は、省略して差し支えない。

(ハ) 「登録領収印」欄には、日雇労働者が日雇給付金を受領する際領収印として使用すべき印章を押印し、その年月日を「20. 9. 3」のごとく記載するものであるが、支給台帳の最新の場合には、その年月日の転記を省略して差し支えない。

印章の紛失等により変更する場合には、新たに印章を押し、変更年月日を記載する。この場合には、印章変更届を徴し、その届書には、安定所長の決裁を受け、それらを一括保存しておく。また、裏面使用の際は、裏面の当該欄にあらかじめ印章を押印しておく。

(ニ) 「職種」欄には、日雇求職票 8 の「適職」欄に記載されている職種を記載するものであるが、記載を省略しても差し支えない。

(ホ) 「取扱者印」欄には、支給台帳を作成した際作成者の印を押す。

(ヘ) 「年月分」欄には、受給資格のある日雇労働者が失業の認定を受けた日の属する年月を順次記載する。

(ト) 「普通給付関係」の貼付印紙数(押なつ納付印数)の欄には、提出された被保険者手帳により、前月及び前々月に貼付された印紙又は押なつされた納付印の合計数(回)を記載する。

(チ) 「普通給付関係」の「給付金日額」欄は、90552 により被保険者手帳に記載されたものを転記する。

(リ) 「普通給付関係」の「支給日数」欄は、90553 により被保険者手帳に記載されたものを転記する。

(ル) 裏面「備考」欄には、表面記載事項中特に必要な事項を記載する等適宜使用する。

(ロ) 18 に区切られた「処理状況」、「領収印」欄は、左上から順次下に、次に右に移るように使用し、日雇給付金を支給したときは、「領収印」欄に登録した印章を押し、かつ、支給した安定所係員の印を回転式日付印の上に押す。

(リ) 日雇労働被保険者が、他の安定所において失業の認定、日雇給付金の支給を受けたときは、その者の被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄の当該記録を、その日付順に従って支給台帳に転記する。

(ロ) 則第 75 条第 2 項各号に掲げる日(休祝日等)に関する記録

a 認定の記録

(a) 則第 75 条第 2 項に関する届書によって認定するときは、支給台帳には、事務処理を行った日(届出の日と同一日)の日付けの回転式日付印を押し、その上部に「休祝日」、「降雨降雪日」又は「非番指定日」と朱書するとともに、その日付けを付記する。この場合、同時に事務処理を行った日について認定するときは、新たに

1 欄を使用しなければならない。

(b) 休祝日等の属する月と事務処理の日の属する月とが異なる場合(休祝日等が月末に近い場合)は、事務処理の日(届出の日と同一日)の属する月分の支給台帳の1欄を使用し、回転式日付印の上部に当該休祝日等の月日を朱書表示するほか当該認定が前月に属する休祝日等に対するものであることを一見して明らかにするため、当該回転式日付印に青インクにより()を付する。

(c) (a)の処理に代えて、①のような回転式日付印により処理することも差し支えない。

なお、数日分(年末年始、連休等)の認定を同時に行う場合には、支給台帳の「処理状況」欄及び「領収印」欄の3欄を同時に使用して、②のような差込式日付印により処理することも差し支えない。

① 16 休 19 船 2
 (休祝日等の日付) (休祝日等の表示) (事務処理の日付) (安定所の記号) (職員の番号)

②支給台帳の記載例中平成20年9月19日の処理

休	降	降							
16	17	18							
			Ⓢ						
				2		3			
19									

休祝日等の表示
 休祝日等の日付
 安定所の記号
 認定日数
 職員の番号
 事務処理の日付

上記の回転式日付印又は差込日付印により処理するときは、月の記載及び青インクの()は必要ない。ただし、認定の対象となった休祝日等(差込式日付印による場合は、そのうち最初の日)の翌月における対応日以後に認定を行う場合には、この回転式日付印又は差込日付印による処理は行わない(回転式日付印又は差込式日付印により表示された休祝日等にその属する月を青インクで付記する場合は、この限りではない。)

b 支給の記録

(a) 支給した日が認定した日と同一である場合は、担当者は、領収印を徴するとともに、認定担当者により押された回転式日付印の上に自己の認印を押印する。

(b) 支給した日が認定した日と異なる場合は、日雇給付係は、支給した日に新たに1欄を設けて当該休祝日等の日付(朱書表示する。)と支給した日付とを併せて記

載し、その横に取扱者の印を押し、領収印欄に領収印を徴するとともに、当該休
 祝日について認定した欄中領収印を徴するところに斜線を引くこと。この場合、
 支給した日の属する月が当該休祝日の属する月と異なるときは、当該休祝日等の
 日付のほかに併せてその月を記載するとともに支給した日付に青インクで()
 を付する。

- c) 支給した日と認定した日が異なる場合には、日雇給付係は、(b)によるほか、次
 の回転式日付印により処理するととして差し支えない。

式日付印により処理するととして差し支えない。

16	休	25	船
((((
休	休	事	安
祝	祝	務	定
日	日	処	所
等	等	理	の
の	の	の	記
日	表	日	号
付	示	付)

また、同一日に数日分を支給する場合は、次の差込式日付印により処理すること
 として差し支えない。

支給台帳の記載例中平成20年9月25日の処理

休	降	降							
16	17	18							
		船							
					3				
		松野	吉寺						
	25								

休祝日等の表示
 休祝日等の日付け
 安定所の記号
 支給日数
 領収印
 支給者の印
 事務処理の日付け（支給の日）

この回転式日付印又は差込式日付印の使用に当たっては、次の点に留意する。

- ① (b)の月の記載及び青インクの()は必要ないこと。
- ② この処理は、認定の対象となった休祝日等(差込式日付印による場合は、そのうち最初の日)の翌月における対応日以後には、行わないこと。ただし、回転式日付印又は差込式日付印により表示された休祝日等にその属する月を青インクで付記

する場合は、この限りでない。

なお、差込式日付印によって記録された認定の対象となった休祝日等について当該認定を行った日又はその日の属する月に属する日に支給を行った場合の支給の記録は、当該認定の記録の箇所に、次の例によって、支給の事務処理の日付けを記載し、支給者の印及び領収印を押印することにより処理して差し支えない。

支給台帳の記載例中平成20年9月25日の処理

休	降	降	←	←	←	※休祝日等の表示
16	17	18	←	←	←	※休祝日等の日付け
←	←	◎	←	←	←	※安定所の記号
←	←	2	←	3	←	※認定日数
←	←	←	←	←	←	※職員の番号
19	25	松野	←	吉寺	←	領収印
←	←	←	←	←	←	支給者の印
←	←	←	←	←	←	事務処理の日付け（支給の日）
←	←	←	←	←	←	※事務処理の日付け（認定した日）

(注) ※印を付した説明に係る欄の記録は、認定の際に表示されたものである。

(カ) 仮認定に関する記録は、休祝日等の場合の要領に準じてこれを行う(なお、90457の口参照)。

ホ 支給台帳の保管整理

支給台帳は、失業の認定、日雇給付金の支給等に関して行われた事務の記録であり、日雇給付金の支給については支給の証拠たる領収書であって、非常に重要なものである。したがって、この整理保管に当たっては、特に次の事項に注意し、いやしくも紛失、損傷等の事故のないよう慎重に取り扱う。

(イ) 使用後は紛失、損傷等のおそれのない箇所(施錠設備のある箇所)に保管し非常の場合搬出に便利なように配慮する。

(ロ) 長期不出頭のものについては別に分けて確実に保管する。

ヘ 決議書用支払内訳書(個人別票)の使用

決議書用支払内訳書(個人別票)を使用して支給事務を行う場合は、支給台帳に日雇給付金の支給に関する事項を記録する必要はない。

具体的には、印紙の級別の金額や支給日数等決議書用支払内訳書(個人別票)で確認が可能な支給に関する事項(手帳登録番号、被保険者番号、性別等本人の確認に係る事項を除く。)については、適宜、省略して差し支えない。

なお、決議書用支払内訳書(個人別票)を使用して支給事務を行った場合には、当該内訳書が支給の証拠である領収書となることから、へに準じ保管を行うこと。

90559 (9) 被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄の記録

被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄の認定給付の記録は、安定所保管の支給台帳の記録と同時に同様の方法をもって行う。

なお、則第75条第2項の規定に基づき失業の認定を行った日分についての記録は、被保険者手帳の提出なくして行われる場合(届書を提出した当日就労する場合)があるから、この場合は、被保険者手帳が提出されたときに安定所保管の支給台帳の記録を、当該被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄に転記する。ただし、失業の認定を行った日と日雇給付金を支給した日とが異なる場合は、支給した日の記録のみで足り、支給台帳の認定の記録は、被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄に転記することを要しない。

日雇労働求職者給付金支給台帳（表面）（略）

日雇労働求職者給付金支給台帳（裏面）（略）

90601-90650 5 特例給付

90601 (1) 概要

日雇労働被保険者の中には、ある期間は比較的失業することなく就業し、他の特定の期間に継続的に失業する者があるが、これらの者に対して、日雇給付金の特例給付の制度が設けられている。すなわち、日雇給付金における通常の給付である普通給付は、2月において資格を満たすことができるが、特例給付制度では、資格期間を6月にとり、日雇給付金の支給も、普通給付は、その2月に引き続く1月内に13日～17日分を支給しているものを、その6月に引き続く4月間に60日分まで行い得ることとするものである(法第53条～第55条)。

なお、特例給付に関しては、法第48条及び法第50条第1項以外は、普通給付関係の規定が準用される。

90602 (2) 受給要件

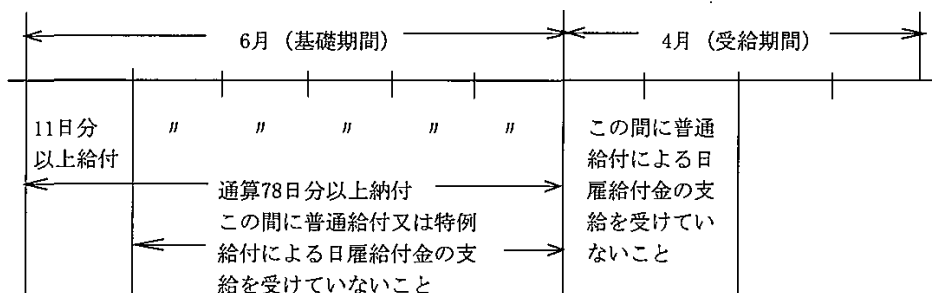
特例給付は、日雇労働被保険者が失業した場合において、次のいずれにも該当し、その旨をその者の住所又は居所を管轄する安定所に文書により被保険者手帳を提出して申し出た者に対して行われる(次図参照)。

イ 継続する6月間に印紙保険料が各月11日分以上、かつ、通算して78日分以上納付されていること。

ロ イの6月のうち、後の5月間に普通給付又は特例給付による日雇給付金の支給を受けたものでないこと。

ハ イの6月の最後の月の翌月以後2月間(申出をした日が当該2月の期間内にあるときは申出をした日までの間)に、普通給付による日雇給付金の支給を受けていないこと(以下イ、ロ及びハの6月間を「基礎期間」という。)

申出は、基礎期間に引き続く4月(以下「特例給付」の項において「受給期間」という。)内に行わなければならないことになっている。



)

90603 (3) 日雇給付金の支給

イ 管轄安定所

特例給付による日雇給付金の支給に係る事務は、その者の住所又は居所を管轄する安定所で行う。

ロ 受給期間及び支給日数

特例給付による日雇給付金は、基礎期間に引き続く4月間に、60日分を限度として支給する。

ハ 日雇給付金の日額

特例給付による日雇給付金の日額は、基礎期間に納付された印紙保険料の等級別状況に応じて、次のとおり決定される(法第54条第2号)。

(イ) 第1級日雇給付金(7,500円)……法第53条第1項第2号に規定する基礎期間において、第1級印紙保険料(176円)の納付日数が72日分以上である場合

(ロ) 第2級日雇給付金(6,200円)……次のいずれかに該当する場合

a 基礎期間において、第1級印紙保険料及び第2級印紙保険料(146円)が合計して72日分以上である場合((イ)の場合を除く。)

b 基礎期間において、第1級、第2級、第3級の順に選んだ72日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上である場合

(参考)

x' : 第1級印紙保険料の納付日数

y' : 第2級印紙保険料の納付日数

$x' < 72$

かつ、

$$\frac{176円 \times x' + 146円 \times y' + 96円 \times \{72 - (x' + y')\}}{72} \geq 146円$$

この場合に、第2級給付金となる。

(ハ) 第3級日雇給付金(4,100円)……その他の場合

これを図示すると、次の早見表のとおりである。

ニ 失業の認定

(イ) 特例給付についても、失業の認定を行った上日雇給付金を支給することとなることはもちろんであるが、特例給付についての失業の認定は、一般被保険者の基本手当にならい、原則として、特例給付の申出をした日から起算して4週間に1回ずつその者の住所又は居所を管轄する安定所で行う。また、則第79条により、職業に就くためその他やむを得ない理由があるときは、失業の認定日の変更の取扱いをすることができる。認定日の変更が認められる理由については、基本手当の支給の場合に準じて取り扱う(51351のロ参照)。したがって、特例給付の受給者が所定の認定日に就労することとされている場合には、事前に認定日の変更の申出をさせるよう指導する。

失業の認定を受けようとする者は、安定所に出頭し、求職の申込みをした上被保険者手帳を提出しなければならないことは、普通給付の場合と同様であるが、認定対象期間中に失業していたことの認定は、基本手当に係る失業認定申告書を提出させることによって行う。

- (ロ) 特例給付による日雇給付金の支給を受けようとする日に、天災その他やむを得ない理由により、管轄安定所に出頭することができないときには、その理由を記載した証明書を提出し、当該理由がやんだ後における最初の失業の認定を受けるべき日に失業の認定を行うことができる。したがって、特例給付の適用を受ける者が、例えば、疾病により所定の認定日に出頭することができなかった場合においても、次の認定日に出頭して医師の証明書を提出したときは、失業の日について一括して認定を受けることができる。

なお、特例給付の場合における「やむを得ない理由」とは、その者の疾病若しくは負傷、安定所の紹介に応じて行った求人者との面接又は天災その他避けることのできない事故等を含み、証明書の提出方法についても、基本手当に係る失業していることの証明認定の場合に準じて行う。

- (ハ) 失業の認定期間は、基本手当に係る失業していることの認定の場合と同様、前回の認定日から今回の認定日の前日までとする。また、特例給付の場合も、各週について最初の不就労日については、日雇給付金の支給対象とはならないので失業の認定を行うまでもない(不就労の認定を行うことは普通給付の場合と同様である。なお、不就労の認定を行った旨を失業認定申告書の安定所記載欄に記載する。)

ホ 特例給付による日雇給付金の支給

給付による日雇給付金は、失業の認定を行った日に、当該認定に係る日分を支給する。したがって、通常は、4週間に1回失業の認定を行った日に、24日分(各週の最初の不就労日計4日分が除かれる。)が支給されることになる。

日雇給付金早見表 (特例給付用)

印紙保険料の納付日数			日雇給付金日額 の等級
1 級	2 級	3 級	
72日以上			1
45日～71日			2
44日	2日以上		〃
43日	4 〃		〃
42日	5 〃		〃
41日	7 〃		〃
40日	8 〃		〃
39日	10 〃		〃
38日	12 〃		〃
37日	13 〃		〃
36日	15 〃		〃
35日	16 〃		〃
34日	18 〃		〃
33日	20 〃		〃
32日	21 〃		〃
31日	23 〃		〃
30日	24 〃		〃
29日	26 〃		〃
28日	28 〃		〃
27日	29 〃		〃
26日	31 〃		〃
25日	32 〃		〃
24日	34 〃		〃
23日	36 〃		〃
22日	37 〃		〃
21日	39 〃		〃
20日	40 〃		〃
19日	42 〃		〃
18日	44 〃		〃
17日	45 〃		〃
16日	47 〃		〃
15日	48 〃		〃
14日	50 〃		〃
13日	52 〃		〃
12日	53 〃		〃
11日	55 〃		〃
10日	56 〃		〃
9日	58 〃		〃
8日	60 〃		〃
7日	61 〃		〃
6日	63 〃		〃
5日	64 〃		〃
4日	66 〃		〃
3日	68 〃		〃
2日	69 〃		〃
1日	71 〃		〃
0日	72 〃		〃
上記に該当しないとき			3

90604 (4) 移管及び委嘱

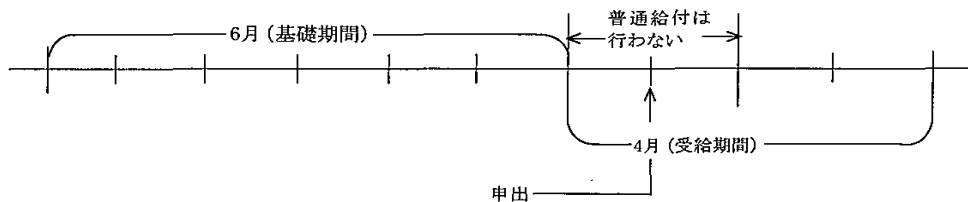
イ 特例給付による日雇給付を受けようとする者が、住所又は居所を変更した場合には、則第49条の規定が準用されている(則第78条)ので、所定の届書を提出しなければならないことになっている(50003 参照)

この届書の提出があったときには、移管の手続を必要とする場合があるが、この手続は、受給資格者の場合に準じて処理する(51502 参照)。

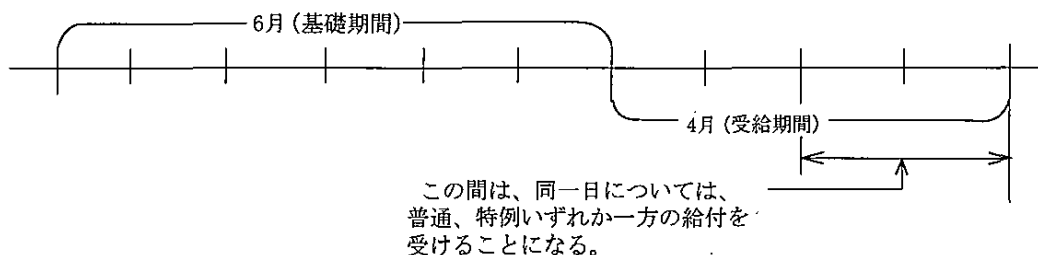
ロ 特例給付による日雇給付金を受けようとする者の申出により必要があると認めるときは、失業の認定及び日雇給付金の支給を他の安定所に委嘱することができるが、この場合の手続は、受給資格の場合に準じて処理する(51501 参照)。

90605 (5) 普通給付との調整

イ 特例給付による日雇給付金の支給を受ける者が、その特例給付の申出をした日が受給期間内の最初の2月の期間内にあるときは、当該2月を経過するまでは、普通給付による日雇給付金を支給しない。



ロ 受給期間内の最後の2月に、特例給付による日雇給付金の支給を受けたときは、その受けた日については普通給付による日雇給付金の支給は行わない。また、逆にその2月中に普通給付による日雇給付金の支給を受けたときは、その受けた日については特例給付による日雇給付金は支給しない。



90606 (6) その他の留意事項

- イ 特例給付による日雇給付金の支給を受けようとする者が、その氏名を変更した場合には、則第 49 条が準用されている(則第 78 条)ので、届書が必要とされている(50003 参照)。
- ロ 法第 52 条の給付制限は、特例給付を受ける者についても適用される(90701－90750 参照)。
- ハ 法第 21 条の待期、第 32 条、第 33 条の給付制限は、特例給付を受ける者については適用されない。
- ニ 技能取得手当、寄宿手当、傷病手当は、特例給付を受ける者については支給しない。
- ホ 行政庁は、特例給付を受けた者についても、雇用保険事業の運営に関し必要な報告若しくは文書の提出又は出頭を命ずることができる。

90607 (7) 事務手続

- イ 90602 による特例給付の申出は、次のような申出書により行われるものとし、提出された被保険者手帳により受給要件を満たしているか否かを確認しなければならない。

申し出た者が、受給要件を満たしている場合には、安定所保管の支給台帳の右上欄にある「特例給付関係」欄に必要事項を記載し、上記申出書及び被保険者手帳を添えて、普通給付の日雇受給資格決定の場合に準じて決裁を受ける(90402 のイの(ホ)参照)。この場合には、被保険者手帳の第 30 頁の「特例給付に関する記録」の各欄に必要事項を記載しておく。

決裁があったときは、被保険者手帳の第 30 頁の「特例給付に関する記録」中の「管轄公共職業安定所名」欄の所長印又は所印を押印し、被保険者手帳中の当該資格に係る受給期間内にある月分の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄の「特例給付」欄及び安定所保管の支給台帳のうち、受給期間内にある月分の欄の特例箇所^ニに赤レ点を付しておく。

なお、被保険者手帳は本人に返付する(失業の認定日は、被保険者手帳に記載して知らせる。)

雇用保険法第53条の日雇労働求職者給付金の受給の申出書

下記期間に所定の保険料納付を行っており、雇用保険法第53条の要件に該当しますので、下記期間に引き続く4月間に60日分までの日雇労働求職者給付金を受給いたしたく申し出ます。

自 平成 年 月 } の6月間
至 平成 年 月 }

平成 年 月 日

公共職業安定所長
地方運輸局長 殿

手帳登録番号

住所
申出人 氏名

(記名押印又は自筆による署名)



ロ 失業の認定、日雇給付金の支給を行おうとするときは、失業認定申告書(則様式第14号)の提出を求める。

なお、特例給付に係る失業の認定に用いた失業認定申告書には、「日雇特例給付用」の表示を行う。

ハ 失業の認定・日雇給付金の支給を行ったときは、その状況を安定所保管の支給台帳の「処理状況」欄及び被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄の「認定給付の記録」欄に記載しておく。日雇給付金を支給した場合には、安定所保管の支給台帳に領収印を徴しておくことは当然である。

記載要領は、次のとおりとする。

(イ) 安定所保管の支給台帳の処理状況欄に、次のようなゴム印を押印し、これに次の記載例のごとく記載する。

支給年月日	20. 9. 9
支給対象日	8/12~9/8
支給日数及び金額	24日分 98,400円

(ロ) 被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄にも(イ)に準じて記載する。

ニ 不就労日の確認は、前記失業認定申告書により行う。

90651-90700 6 未支給日雇給付金の支給

90651 (1) 概要

日雇給付金の受給資格者が死亡した場合において、その者に支給されるべき日雇給付金でまだ支給されていないものがあるときは、その死亡者(以下「日雇死亡者」という。)の遺族であつて、日雇死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で、当該日雇死亡者に支給されるべき日雇給付金の支給を請求することができる。

90652 (2) 未支給日雇給付金の支給対象者

イ 未支給日雇給付金の支給対象者は、日雇死亡者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父、母、孫、祖父母又は兄弟姉妹(以下「遺族」という。)のうち、日雇死亡者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者である。

なお、ここにいう未支給日雇給付金とは、遺族が支給の請求をすることができる日雇死亡者に係る未支給の日雇給付金をいう。

ロ 未支給日雇給付金の支給対象者に関しては、53102 のハを参照。

90653 (3) 未支給日雇給付金の支給対象日

イ 日雇死亡者が既に失業の認定を受けている場合には、当該認定を受けた日から未支給となっている日である。

ロ 日雇死亡者が失業の認定を受けていない場合には、日雇死亡者が死亡しなければ失業の認定を受け得たであろう日である。この場合、請求に係る日雇給付金について失業の認定が行われていなかったときは、日雇死亡者について失業の認定を受けることが必要である(法第 51 条第 3 項、第 31 条)。したがって、届出認定又は証明認定の方法により失業の認定を受けることができる期間を経過して死亡した場合、死亡の日直前の認定日にやむを得ない理由なく不出頭の場合又は次に掲げる日に該当する場合等、本来死亡していなくても失業の認定を受けることができない日については、支給されない。

(イ) 不就労日

(ロ) 法第 52 条の規定により日雇給付金が支給されない日

ハ 死亡の日に係る未支給日雇給付金の支給は、日雇死亡者がその日に労働の意思及び能力があったと認められる場合に限り行うものである。

90654 (4) 未支給日雇給付金に係る失業の認定及び支給

未支給日雇給付金の支給を受けようとする遺族(以下「未支給日雇給付金請求者」という。)は、安定所に未支給失業等給付請求書(則様式第 10 号の 4(53105 参照))その他支給を受けるために必要な書類(則第 77 条第 1 項、第 78 条第 3 項参照)を提出し、日雇死亡者が失業の認定を受けていない日雇給付金の支給を請求する場合にあっては、併せて日雇死亡者が当該日雇給付金の支給請求に係る日において失業していたことの認定を受けた上、その支給を受けるものである。

イ 上記の支給は、原則として日雇死亡者の当時における住所又は居所を管轄する安定所の長が行うものである。

なお、安定所長は、特例給付に係る未支給日雇給付金請求者の申出により当該請求者の住所又は居所を勘案し必要があると認めるときは、当該日雇給付金に関する事務を他の安定所長に委嘱することができる。

ロ 未支給日雇給付金請求者は、安定所長に未支給失業等給付請求書、日雇死亡者

に係る被保険者手帳のほか、次の(イ)から(ハ)に掲げる書類を添えて提出しなければならず、また、失業の認定を受けていない未支給日雇給付金の支給を請求する場合には、併せて(ニ)から(ハ)に掲げる書類を添えなければならない。

- (イ) 日雇死亡者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類
例えば、死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写し等官公署又は医師の証明書等
 - (ロ) 未支給日雇給付金請求者と日雇死亡者の続柄を証明できる書類
例えば、住民票の謄(抄)本、戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書又は住民記載事項証明書等。ただし、未支給日雇給付金請求者が日雇死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる民生委員の証明書等
 - (ハ) 未支給日雇給付金請求者が日雇死亡者と生計を同じくしていたことを証明できる書類
例えば、住民票の謄(抄)本又は民生委員の証明書等。ただし、別居していた者にあつては、送金を受けていたことが証明できる現金書類の封書等
 - (ニ) 不就労日の届書、則第 75 条第 2 項に関する届書又は特例給付失業認定申告書
未支給日雇給付金が普通給付に係るものであるときは、則第 75 条第 2 項に関する届書、特例給付に係るものであるときは、特例給付失業認定申告書、また、当該未支給日雇給付金が支給されるべき日についての不就労日の届出がなされていないときは、不就労日の届書
この場合、氏名欄には当該日雇死亡者の氏名を記載する。
 - (ホ) 失業証明書等
未支給日雇給付金請求者が、日雇死亡者と別居していたこと等により日雇死亡者の日常生活を把握していない場合には、当該日雇死亡者が失業していたことを証明できる当該日雇死亡者の近隣者 2 人の証明書
不就労日にあつては、職業に就いていなかったことを証明できる書類
 - (ヘ) その他
日雇死亡者が証明認定の方法により失業の認定を受けることができる日に係るものであるときは、天災その他やむを得ない理由の内容及びその理由がやんだ日を記載した官公署の証明書
- ハ 未支給失業等給付請求書の提出期限及び未支給日雇給付金の支給については、基本手当の支給の場合と同様であるので、53105 のロ及びハ参照。

90655 (5) 安定所の事務処理

イ 遺族から未支給失業等給付請求書の提出を受けた安定所は、当該請求書に基づいて、請求のあった未支給日雇給付金につき支給要件に該当するものであるか否か、及び請求者が正当な未支給日雇給付金請求者であるか否かを審査し、支給又は不支給を決定する。また、認定に当たっては、必要により証明者である官公署等に照会し、さらに必要があれば遺族の自宅を訪問し調査すること等実地調査を

行う。

なお、この場合において支給を受けるべき者の順位の認定は必ず行う。特に下位の順位者から未支給失業等給付請求書の提出があったときは、上位の順位者がいないかどうか、また、上位の順位者がいた場合にはその者が請求を放棄したかどうかを確認する。

- ロ 支給の決定をしたときは、未支給失業等給付請求書の「公共職業安定所記載欄」に金額その他必要な事項を記載して安定所長の決裁を受ける。

90656 (6) 支給台帳及び被保険者手帳の処理

遺族に対して支給を行った場合は、安定所保管の支給台帳及び被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄に遺族に支給した旨並びに遺族の氏名及び日雇死亡者と当該遺族との続柄を記載する。

90701-90750 7 給付制限

90701 (1) 日雇労働被保険者に対する給付制限

日雇労働被保険者が、安定所の紹介した業務に就くことを拒否した場合において、その拒否の理由が、法第52条第1項ただし書各号の一に該当しない場合は、その拒否した日から起算して7日間は、失業の認定及び日雇給付金の支給を行わない。

なお、基本手当の支給における給付制限と異なり、離職理由に基づく給付制限は設けられていない。

90702 (2) 給付制限の期間

給付制限の期間は、就職を拒否した日から起算して連続7日間(その期間に就労した日があると否とを問わない。)である。

90703 (3) 事務処理

日雇労働被保険者に対する給付制限を行った場合は、次の事務処理を行う。

- イ 支給台帳にその次に使用すべき月欄を右上より左下の角に赤斜線を引き空白欄を利用して「何日より何日まで法第 52 条第 1 項該当」と朱書し、処分した年月日、処分を行った理由及び本人の申立事項を記載し、取扱者の印を押し、所長の決裁を受け、要すれば本人に押印させること（この場合は、当然次の月には支給台帳は翌々月の欄を使用する。）。
- ロ 被保険者手帳の日雇労働求職者給付金支給台帳欄の当該日欄には「何日より何日まで給付制限」と朱書し、取扱者印を押し。
- ハ 給付制限を受ける日雇労働被保険者に対しては、その理由を詳細に説明して納得させ、同時に制限期間経過の日を示して、将来の権利を放棄することのないよう注意するとともに、制限期間中は、求職のため出頭することは差し支えないが、失業の認定は行わない旨を説明して、被保険者手帳を返付する。

90704 (4) 法第 52 条第 1 項の認定基準

日雇給付金の支給を受けることができる者が安定所の紹介する業務に就くことを拒んだ場合におけるその拒否について正当な理由があるかどうかの認定に関する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりである。

- イ 次に掲げる理由によって安定所の紹介する業務が就くことを拒んだときは、給付制限は行わない。
 - (イ) 紹介された業務が、その者の能力からみて不相当であると認められるとき
具体的には次の場合をいう。
 - a 身体虚弱者、高齢者、年少者又は重筋労働に適しない女子等が、重筋労働の業務に紹介された場合
 - b 心身障害者がその者の従事し得る特殊の業務以外の一般業務に紹介された場合
 - c 体質上不向きな業務に紹介された場合（例えば、肥満性の人が高熱作業に紹介された場合）
 - d 専門の知識、経験、技能又は熟練を要する業務に、それらの能力のない者が紹介された場合
 - e その者の学歴、職歴から見て不相当な業務に紹介された場合
 - (ロ) 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき
具体的には次の場合をいう。
 - a 紹介された業務に対する賃金が、その地域の同種の業務において、同職種について同程度の経験年数を有する同年配の者が受ける標準賃金と比較し、その賃金のおおむね 100 分の 80 以下の場合
 - b 紹介された業務に対する賃金の手取額がその者の受けることができる日雇給付金の額のおおむね 100 分の 100 よりも低い場合

ただし、本人が自己の意思により住所又は居所を変更した場合において、変更後の住所又は居所の労働市場における同一業務、同一職種、同程度の経験年数の同年配の者の受ける標準賃金が、本人の日雇給付金の算定の基礎となった賃金の支払われた変更前の住所又は居所の労働市場における同一条件の者の受ける標準賃金と比較して低い場合には、この基準を適用しない。

(ハ) 職業安定法第20条(第2項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき

具体的には次の場合をいう。

- a 同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に紹介された場合
- b 労働委員会から安定所に対し、事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって当該争議の解決が妨げられることについて通報のあった事業所に紹介された場合

(ニ) その他正当な理由があるとき

具体的には次の場合をいう。

- a 労働条件が法令に違反することの明らかな事業所に紹介された場合
- b 労働時間その他の労働条件が、その地域の同様の業務について行われるものに比べて、不当である場合
- c 公共の福祉に反する業務を行う事業所に紹介された場合
- d 日雇労働者について7日以上賃金不払のある事業所に紹介された場合
- e 当日限りの求人の場合にその者が雇用される当日、その日分の賃金が支払われないことが明らかな事業所に紹介された場合

90801 (1) 概要

日雇労働被保険者であって、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った者又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者については、法第43条第2項の認可を受けた者及び90253により一般被保険者等に切り替えないこととされる者を除き、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った者についてはその翌月最初の日から、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者についてはその雇用が31日以上継続するに至った日から、法第4節の規定の適用を受けなくなり、一般被保険者等としての取扱いを受けることとなる(90251-90300参照)。しかし、これらの者は、その取扱いを受けることとなった日の属する月に離職する場合に限り、普通給付又は特例給付による日雇給付金の支給を受けることができるが(法第43条第3項参照)、その月以後において引き続き一般被保険者等として雇用されるに至った場合であって、一般被保険者等としての取扱いを受けることとなった月の翌月以後において離職したときは、日雇労働被保険者として雇用され、2月の各月に納付した印紙保険料又は同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間に納付した印紙保険料はかけ捨てとなる。また、これら一般被保険者等に切り替えられる者については、単に本法の適用上一般被保険者等として取り扱うという趣旨に過ぎず、日雇労働者としての雇用形態までも変更されるものではないから、その雇用期間は、いわゆる常用労働者のそれに比して短期間であるのが通常である。したがって、以上のような事情から、これらの者について、基本手当又は特例一時金の受給要件を容易に満たすことができるようにするために、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後に離職した場合(なお、90802のハ参照)又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用され、その雇用が31日以上継続するに至った日以降に離職した場合には、離職者の届出により、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った者についてはその2月を法第14条の規定による被保険者期間として(法第56条第1項)、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者についてはその継続して雇用された期間を法第14条の規定による被保険者であった期間として(法第56条の2第1項)、それぞれ計算することができることとされている。

ここに離職とは、日雇労働被保険者の従前の雇用状態と異なり、一般被保険者等としての明らかな雇用の断絶を指すものとする。

なお、法第43条第2項の規定により、日雇労働被保険者資格継続認可を受けた場合は、当該認可の処分が取り消され、又は撤回された場合を除き、受給資格の調整を受けることはできない。

90802 (2) 受給資格調整の要件

イ 日雇労働被保険者が連続する2月の各月において18日以上同一の事業主の適用

事業に雇用され、又は同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用され、法第 43 条第 2 項の認可を受けることなく、一般被保険者等に切り替えられ、その切り替えられた日以後において離職したこと。

ロ 法第 56 条第 1 項の規定により、同項に規定する日雇労働被保険者として同一の事業主の適用事業に雇用された 2 月について法第 14 条に規定する被保険者期間として計算する措置の適用を受けたい旨を、その 2 月の翌々の末日までに、又は法第 56 条の 2 第 1 項の規定により、同項に規定する日雇労働被保険者として同一の事業主の適用事業に雇用された期間について法第 14 条に規定する被保険者であった期間として計算する措置の適用を受けたい旨を、その継続して雇用された期間の最後の日の属する月の翌月の末日までに、それぞれ当該同一の事業主の事業所の所在地を管轄する安定所の長は又はその者の住所又は居所を管轄する安定所の長に被保険者手帳を提出して届け出たものであること(則第 81 条、則第 81 条の 2)。

ハ 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合にその翌月に離職し、又は同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合に同一の事業主の下での雇用が 31 日以上継続するに至った日の属する月の翌月に離職し、その月において日雇給付金の普通給付又は特例給付を受けていないこと。

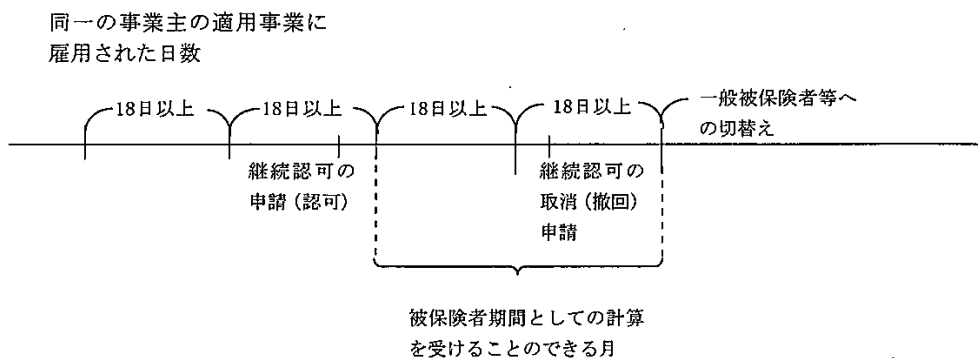
なお、2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用されるに至ったその 2 月において日雇給付金を受けた場合又は基本手当若しくは特例一時金の支給を受けた場合でも、受給資格の調整を受けることができる。

90803 (3) 法第 43 条第 2 項の認可があった場合の受給資格の調整がなされる月

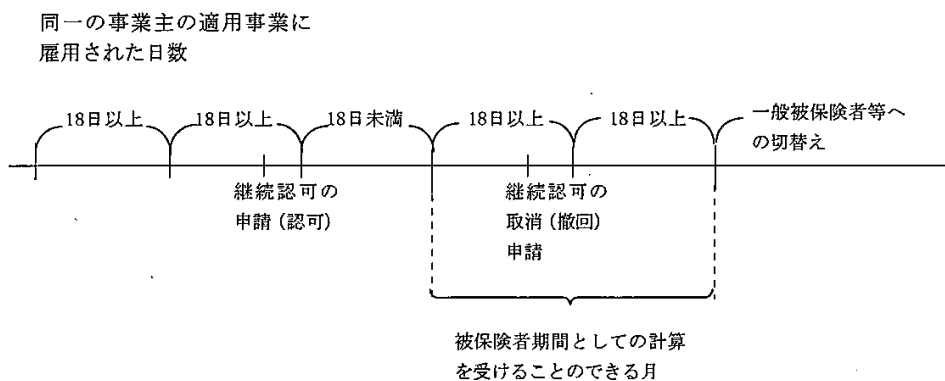
イ 日雇労働被保険者が2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用されるに至り法第 43 条第 2 項の資格継続認可を受けた後において、資格継続認可の取消し又は撤回を求めた場合には、その取消し又は撤回を求めた日の属する月及びその前月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用されている事実があるときに限ってその2月を被保険者期間として計算することができるものである(なお、その撤回を求めた日の属する月に当該事業主に18日以上雇用されていない場合には、新たに2月の各月において18日以上雇用され、その翌月以後に離職したときに、その2月が被保険者期間として計算されるものである。)。したがって、この場合の一般被保険者等の資格を取得する日は、その取消し又は撤回を求めた日の属する月の翌月の最初の日となることとなる。ただし、90303 のへ又はトによってさかのぼって継続認可が取り消された場合又は無効の処理がなされた場合は、この限りではない。

この関係を図示すれば、次のとおりとなる。

〔事例Ⅰ〕

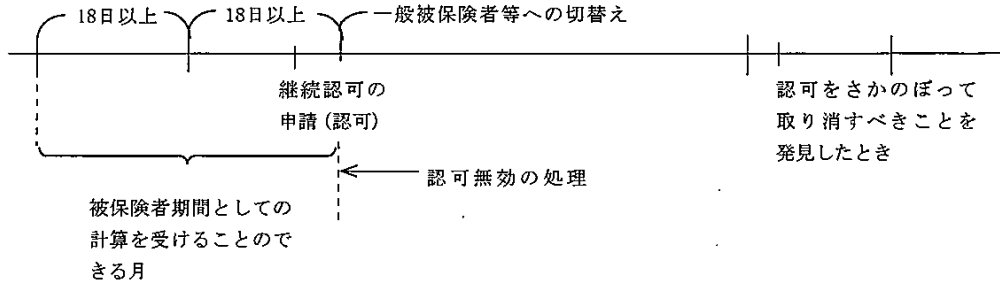


〔事例Ⅱ〕



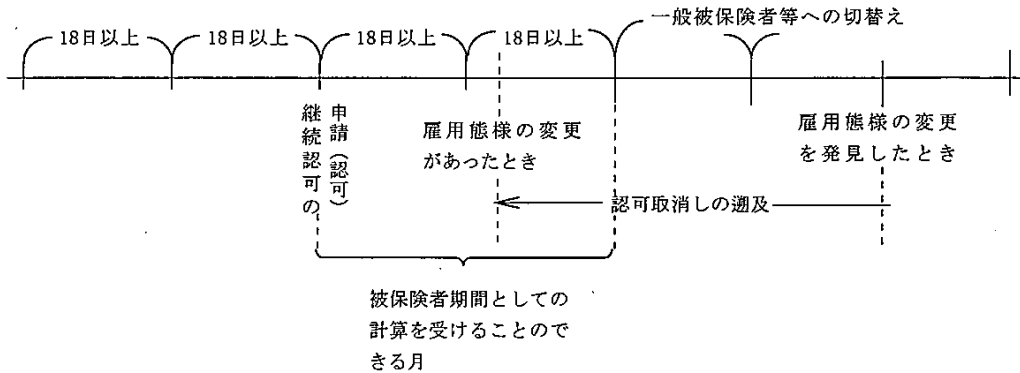
〔事例Ⅲ〕

同一の事業主の適用事業に
雇用された日数



〔事例Ⅳ〕

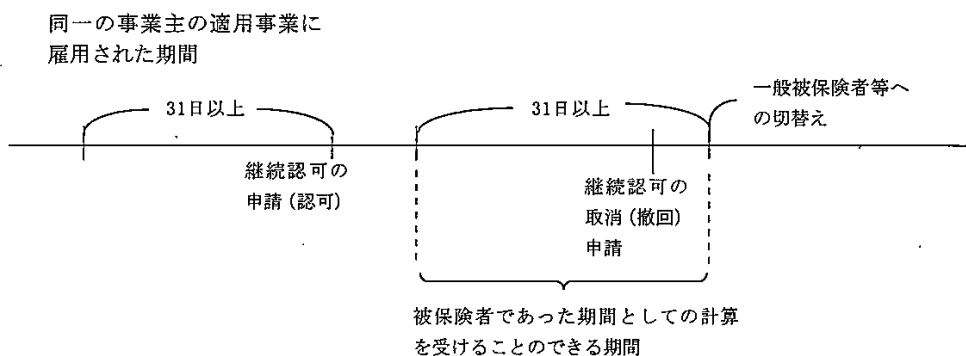
同一の事業主の適用事業に
雇用された日数



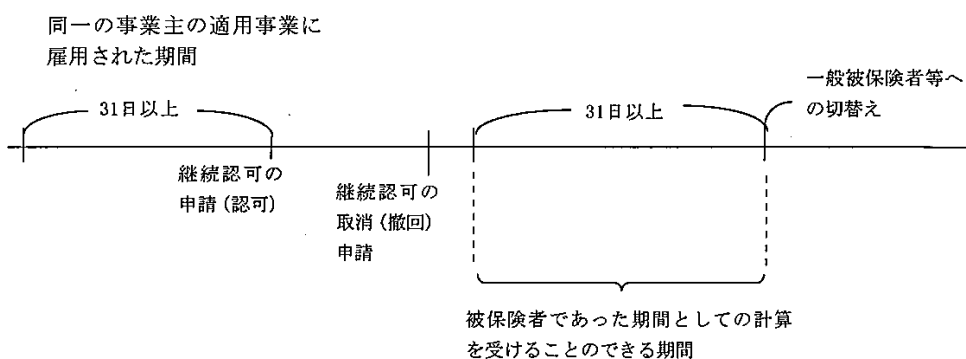
ロ 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されるに至り法第43条第2項の資格継続認可を受けた後において、資格継続認可の取消し又は撤回を求めた場合には、その取消し又は撤回を求めた日の後において同一の事業主の適用事業に31日以上継続して雇用されている事実があるときに限ってその期間を被保険者であった期間として計算することができるものである(なお、その撤回を求めた日において当該事業主に31日以上継続して雇用されていない場合には、その後継続して31日以上雇用され、その31日以上継続して雇用されるに至った日以後に離職したときに、その期間が被保険者であった期間として計算されるものである。)。したがって、この場合の一般被保険者等の資格を取得する日は、その取消し又は撤回を求めた日の後において当該事業主の下における雇用が31日以上継続するに至った日となることとなる。ただし、90303のへ又はトによってさかのぼって継続認可が取り消された場合又は無効の処理がなされた場合は、この限りではない。

この関係を図示すれば、次のとおりとなる。

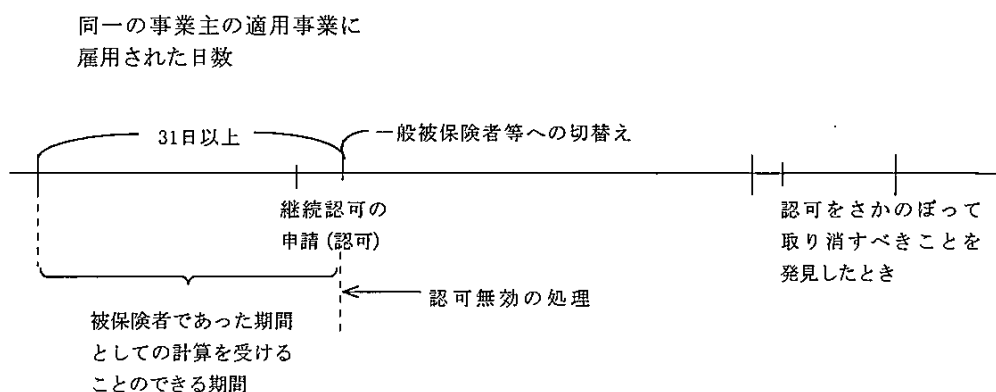
〔事例Ⅰ〕



〔事例Ⅱ〕

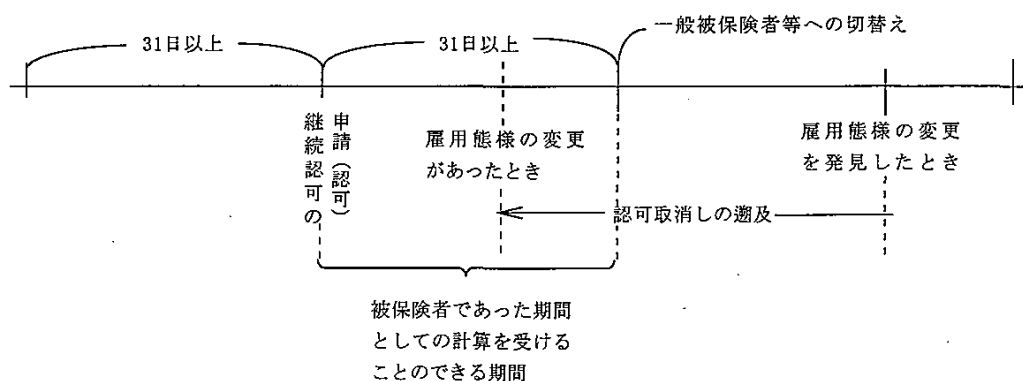


〔事例Ⅲ〕



〔事例Ⅳ〕

同一の事業主の適用事業に
雇用された日数



90804 (4) 受給資格調整の事務処理

受給資格調整の事務処理は、事業所の所在地を管轄する安定所又はその者の住所若しくは居所を管轄する安定所のいずれかにおいて行われるのであるが、事業所の所在地を管轄する安定所において取り扱う方がよりの確、かつ、円滑に処理し得るので、原則として、事業所の所在地を管轄する安定所において行うよう努めなければならない。

なお、被保険者手帳は、受給資格の調整の基礎資料となるものであるから、調整の措置を受けようとする者に対して、必ず被保険者手帳を提示させなければならない。

事務処理の要領は、次のとおりである。

- イ 受給資格調整のための措置を受けようとする旨の届出があったときは、当該被保険者について、90802に掲げる要件を満たしているかどうかを、提出された被保険者手帳に基づいて確認しなければならない。

この場合において、届出を受けた安定所が、その者の住所又は居所を管轄する安定所であるときは、当該事業主の事業所の所在地を管轄する安定所に対し被保険者手帳を添えて、その確認を依頼しなければならない。事業所の所在地を管轄する安定所は、前記の依頼を受けたときは、速やかに事実を調査確認の上、その結果をその者の住所又は居所を管轄する安定所に文章をもって回答するものとし、その際、回付された被保険者手帳を返送しなければならない。

なお、当該被保険者について、受給資格調整の要件を満たしているかどうかを確認するに当たっては、提出された被保険者手帳における貼付印紙の消印を当該同一の事業主の届出印と照合する等基礎事実を十分調査するものとし、必要があれば実地調査を行い、これが把握に努めなければならない。また、この場合において、一般被保険者等としての資格取得届が提出されていないときは、直ちに

所定の手続をとるよう当該事業所主に対し指導しなければならない。

- ロ 受給資格調整の要件を確認したときは、事業所の所在地を管轄する安定所は、受給資格の調整に関する帳簿を作成し、被保険者が次のハによって処理された被保険者手帳を紛失した場合及びその者の住所又は居所を管轄する安定所からの照会に備えて、その者が受給資格の調整の措置を受ける者であること及びその所要事項をいつでも確認できるように、必要な事項を正確に記録して、整理編綴しておかなければならない。

なお、この帳簿に記録しておかなければならない主たる事項は、被保険者の氏名、住所又は居所、被保険者手帳交付安定所名、交付年月日、交付番号、受給資格調整の届出及び事実確認年月日、被保険者期間又は被保険者であった期間として計算することのできる年月、当該2月における各月又は31日以上継続して雇用された期間の印紙又は納付印の種類別枚(回)数である。また、帳簿には、取扱者印欄及び所長印欄を設ける。

- ハ 受給資格調整の措置の基礎となった被保険者手帳については、事業所の所在地を管轄する安定所において、その「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄に斜線を引き、右欄外に「何年何月及び何月受給資格調整」と記載し、安定所名を表示の上安定所長印を押す。

また、以上の処理を行った被保険者手帳は、以後使用できないものとし、印紙貼付(納付印押なつ)台帳の未使用部分にも斜線を引き、貼付された印紙の塗抹その他不正防止のための必要な措置を講じた上、本人に返付しなければならない。

- ニ 被保険者手帳を返付するに当たっては、受給手続をとる際に必ず当該被保険者手帳を提出する必要がある(確認票と同様に取り扱われるものである。)ので、それまで紛失又は盗難等の事故がないように大切に保管しておかなければならないことを十分周知しなければならない。

また、被保険者がイにより確認を受けた後においては、再びその確認に係る同一の事業主に雇用されることがあっても、以前の資格を継続して一般被保険者等としての取扱いを受けることはできず、日雇労働被保険者として取り扱われること、また、本人が希望してその確認に係る受給資格の調整措置が取り消された場合を除き、被保険者期間として計算された2月を基礎として日雇給付金の支給を受けることができない旨を説明する。

90851-90860 9 受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格と日雇受給資格の両者を有している場合

90851 (1) 併給禁止

受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者が、日雇給付金の普通給付又は特例給付の受給資格を取得した場合には、当該普通給付又は特例給付を受けた日は、基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の待期日数に入れないが、基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けた日が、その日の属する週において職業に就かなかつた最初の日であるときは、その日を 90502 により不就業日として確認することができる。また、同じ日について同時に基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金、日雇給付金の普通給付、特例給付の併給ができないことはもちろんである。

90861-90900 10 船員に係る取扱い

90861 (1) 船員に係る取扱い

日雇労働被保険者が船員である場合においては、雇用保険日雇関係業務の第2(90401-90900)に規定する公共職業安定所において行うこととされている取扱い(90751のイからハを除く。)については、地方運輸局等においても行うことができる。

90901－90920 第3 日雇派遣労働者に対する雇用保険の取扱い

90901－90910 1 目的

90901(1) 目的

労働者派遣事業者に登録し、日々の雇用契約又は30日以内の期間を定めた雇用契約による派遣労働（以下「日雇派遣労働」という。）に就くことを常態としている者（以下「日雇派遣労働者」という。）の一部については、雇用保険の日雇労働被保険者となりうる者が存在する。

一方、これらの者には、若年者など常用雇用化を期待できる者が多数存在していることから、日雇派遣労働に固定化することがないように常用雇用化に向けて支援していく必要がある。

そこで、これら日雇派遣労働者である日雇労働被保険者に対する雇用保険の適正な運用を確保し、常用雇用化に向けた的確な支援を行えるよう、その取扱いを定めることとする。

90911－90920 2 措置内容

90911(1) 対象者

次のいずれにも該当する者を本取扱いの対象とする。

- イ 日雇派遣労働者であること
- ロ 常用就職を希望していること又は常用就職に対する意識の喚起若しくは支援が可能と判断できること

なお、ロに該当せず、本取扱いの対象としない日雇派遣労働者の通常の日雇労働被保険者としての適用（雇用保険被保険者手帳の交付）については、第1（90001-90400）により行うこと。

90912(2) 雇用保険印紙購入通帳の交付

日雇派遣労働の形態による労働者派遣を行っている労働者派遣事業者（以下「派遣事業者」という。）が雇用保険印紙購入通帳（以下「通帳」という。）の交付を申請してきた場合、所在地管轄公共職業安定所（以下「事業所管轄安定所」という。）は、当該派遣事業者に対して、ハによって、通帳交付後に雇用保険適用事業主としての手続きを的確に実施する必要があることを教示した上で、イによる調査を行い、これが確認ができた後に交付を行う。

交付に当たっては、ロによって当該派遣事業者が用いる割印を事業所管轄安定所に登録させるとともに、改めてハによる手続きの教示・指導を徹底する。

イ 交付のための調査

日雇派遣労働者の中に、「昼間学生でない者であって、かつ他に生計を維持する主たる就労（自営を含む。）を行っていない者」が存在し、それらの者から日雇労働被保険者となる旨の意思表示が行われていることを調査、確認する。

ロ 割印の登録

日雇労働被保険者が日雇派遣労働を行った場合において日雇労働被保険者手

帳（以下「手帳」という。）に貼付する印紙に対して用いる割印（以下「日雇派遣用割印」という。）は、主に日雇派遣労働以外の通常の日雇労働を行った場合に貼付する印紙に対して用いられている割印と区別できるよう、印影の形状をあらかじめ指定し、それに合致したものを派遣事業者から事業所管轄安定所に登録させる。

ハ 通帳交付派遣事業者の行うべき手続きの教示・指導

通帳の交付を受ける派遣事業者に対して、次に掲げる各手続きを的確に実施する必要があることを教示・指導する。

- (イ) 手帳の交付を希望する日雇派遣労働者に対して、本人の求めに応じて、当該派遣事業者における派遣登録状況等を記載した「日雇労働被保険者派遣登録証明書」（様式例1）を速やかに発行すること。（則第73条第4項）
- (ロ) 手帳の交付を受けた日雇派遣労働者を、日雇派遣労働の形態で派遣した場合には、当該派遣を行った派遣元事業所において本人の手帳に対して賃金額に対応した雇用保険印紙の貼付と割印を行うこと。
- (ハ) 手帳の交付を受けた日雇派遣労働者を、本人の希望にかかわらず日雇派遣労働の形態で派遣することができなかつた場合には、日雇派遣労働を本人が希望していた日の前日までに、本人に対して、その旨を記載した「労働者派遣契約不成立証明書」（様式例2）を発行すること。（則第75条第7項）

なお、派遣事業者が本人に対して、登録時に希望した条件に基づき派遣先を提示したにもかかわらず、本人が辞退した場合には、本証明書の発行を行ってはならないこと。

- (ニ) 日雇派遣登録者別の「印紙貼付状況報告」を、月1回の頻度で（月末等に）事業所管轄安定所に提出すること。
- (ホ) 事業所管轄安定所が不正受給調査のために不定期に行う事業所への立入検査を受けること。
- (ヘ) 日雇派遣労働者が、同一の労働者派遣事業者から派遣され、2月連続でその労働時間が週20時間を超えることとなった場合は、新たに一般被保険者として資格取得を行わせる可能性があること。

90913(3) 雇用保険被保険者手帳の交付

新たに手帳の交付を求めてきた者が、90911に該当する場合、当該日雇労働被保険者の住所地を管轄する安定所（以下「管轄安定所」という。）は、本人に対して、イの確認を行い、これが確認できた場合は、ハによって、給付を受けるための一定の手続きが必要となることを教示した上で、ロによって手帳を交付する。交付に当たっては、受給資格者用リーフレットを交付することにより、改めてハによって必要な手続きの内容を教示する。

イ 交付のための確認

①20303に該当する昼間学生等でないことを確認する。

ロ 交付の手続き

- (イ) 本人が日雇派遣労働に係る派遣を受けている全ての派遣事業者に対して、本

人から「日雇労働被保険者派遣登録証明書」（90912 ハ(イ)）の発行を求めるよう教示する。

(ロ) 本人から、雇用保険日雇労働被保険者資格取得届、住民票等住所を確認する書類及び「日雇労働被保険者派遣登録証明書」が提出された場合において、日雇派遣労働者用の手帳を交付する。（則第 71 条第 1 項及び第 72 条第 2 項）

(ハ) (ロ)の手帳には、「派」と表示する。

ハ 手帳交付対象者に対する手続きの教示・指導

手帳の交付を受ける日雇労働被保険者に対しては、90915、90916、90918 及び 90919 の給付・職業相談等の手続きについて教示・指導するものとするが、特に次の点について周知徹底する。

(イ) 失業の認定は 90914 によって指定される特定の公共職業安定所(必ずしも管轄安定所とは限らない)において特定の出頭時間に行くこと

(ロ) 失業の認定時には毎回何らかの職業相談を受ける必要があり、日雇労働求職者給付金は、当該職業相談終了後に現金支給されるものであること

(ハ) (ロ)の職業相談は通常は簡易なものであるが、1 週間から 2 週間に 1 回程度の頻度で常用雇用化に向けた綿密な相談が行われること

(ニ) (ロ)の職業相談を受けない場合には日雇労働求職者給付金の支給は行われないこと

(ホ) 手帳交付後速やかに 90914 の指定安定所に求職申込みをし、登録を行うこと
求職申込みの際は、「日雇労働被保険者派遣登録証明書」の写しを添付すること

90914 (4) 日雇派遣労働者に対して給付・職業相談等を行う公共職業安定所

日雇派遣労働者である日雇労働被保険者に対する、90915、90916、90918 及び 90919 による給付・職業相談等は、管轄安定所ではなく、則第 1 条第 5 項第 4 号に基づき職業安定局長の定める公共職業安定所（以下「指定安定所」という。）で行う。

各都道府県労働局において、管内に当該業務を行うことが適切であると判断される安定所がある場合は、各労働局の雇用保険主管課から本省職業安定局雇用保険課に対し、当該安定所を推薦すること。

なお、管内に日雇派遣労働者である日雇労働被保険者が生じていない労働局においては、当面、指定安定所を定める必要はないが、当該労働局の管内において日雇派遣労働者であって日雇労働被保険者資格を取得した者が 1 人でも生じた場合は、速やかに本省職業安定局雇用保険課に相談すること。

90915 (5) 日雇派遣労働者に対する日雇受給資格の決定

日雇派遣労働者である日雇労働被保険者に係る日雇受給資格の決定は、業務取扱要領 90402 に基づき取り扱うこととするが、当該日雇労働被保険者が対象者に該当することを確認するために、日雇派遣用割印が受給資格に係る印紙の貼付枚

数の過半数に押印されていることを確認する。

なお、当該確認の結果、日雇派遣用割印の数が全体の半数未満の月が継続する
場合の取扱いは 90917 のとおりとする。

**90916(6) 日雇派遣労働者に対する失
業の認定**

イ 日雇派遣労働者である日雇労働被保険者が失業の認定を受けようとする場合
は、手帳に、本人が登録している主たる派遣事業者が発行する「労働者派遣契約
不成立証明書」（90912 ハ(ハ)）を添えて提出するとともに、本人から、当該労働
者が登録しているすべての派遣事業者との間で派遣に係る雇用契約が成立せずに
不就業である旨の届出を行わせるものとする。（則第 75 条第 5 項及び第 79 条第
6 項）

なお、不就業日の確認もこれに準じて取扱うこととする。

ロ 上記イの失業の認定を行った者については、引き続き 90918 によって職業
相談を行うこととし、当該職業相談終了後において、日雇労働求職者給付金の支
給を現金で行うこととする。

なお、この職業相談を受けなかった者については、労働の意思・能力が確認さ
れなかったものとして、失業の認定を行わない。

**90917(7) 日雇派遣労働者以外の日雇労働被保険
者との調整**

イ 労働（出張）所等における対応

日雇派遣労働者以外の日雇労働被保険者に係る受給資格の決定を行う労働（出
張）所等の公共職業安定所においては、受給資格の決定時に、手帳上に日雇派遣
用割印がないかどうか確認する。

その中で、この割印が資格決定をして受給要件を満たす印紙の貼付枚数のうち
半数以上に押印されている資格決定月が連続して 3 月となった者が確認された場
合には、本人が概ね 35 歳未満であって、かつ常用就職を希望するかどうかを確認
し、これに該当する場合には、指定安定所で次回以降の受給資格決定を受けるこ
ととなるので、その旨を本人に対して指導する。

ロ 指定安定所における対応

指定安定所において、日雇派遣用割印が資格決定をして受給要件を満たす印紙
の貼付枚数のうち半数未満にしか押印されていない資格決定月が連続して 3 月と
なった者が確認された場合には、本人の常用就職への希望の有無を再確認し、そ
の希望がないと判断された場合は、次回以降当該指定安定所以外の労働（出張）
所等で受給資格決定を受けることとなるので、その旨を本人に対して指導する。

**90918(8) 日雇派遣労働者に対する
職業相談**

日雇派遣労働者である日雇労働被保険者に対しては、次によって常用雇用化に向けた職業相談を行う。

イ 初回の受給資格決定時の職業相談

初回の受給資格決定など初めて指定安定所に来所した際に、指定安定所で行う常用雇用化に向けた各種支援の内容や、一般の公共職業安定所において提供するサービス内容や利用方法を、必要に応じ資料等を活用して丁寧に説明する。

ロ 失業の認定時に行う簡易な職業相談

失業の認定から支給までの時間帯において、簡易な職業相談を毎回行う。この中で、総合的雇用情報システムを活用した求人情報の提供や求人自己検索システムを使用させること等により、常用雇用へ向けた意識の向上を図る。

ハ 常用化に向けた綿密な職業相談

1週間から2週間に1回の頻度で、毎回の簡易な職業相談にかえて、常用雇用化に向けた綿密な職業相談を行う。その際には、90919 ロの常用雇用化を促進する各種措置に係る情報提供や参加勧奨を積極的に行う。

なお、直ちに常用雇用に就くことが困難と思われる場合は、臨時やパートなど比較的雇用期間や勤務時間が短い求人であっても、常用雇用に向けた第一ステップとして紹介することも含め、対象者の実情に応じたきめ細かな職業相談を行う。

90919(9) その他常用雇用化を促進する 取り組み
--

イ 一般日雇労働者等に対する常用化に向けた職業相談

指定安定所は、日雇派遣労働者である日雇労働被保険者に限らず、日雇労働や日雇派遣労働に就くことを常態としている者のうち、特に若年者など、常用雇用へ向けた希望を持つものに対して、常用雇用化に向けた職業相談を実施する。

この場合において、午前中は日雇派遣労働者である日雇労働被保険者に対する失業認定と職業相談の実施等によって繁忙であることから、午後に来所することを依頼するなど、窓口での待ち時間の短縮及び業務の平準化に努める。

ロ 常用雇用化を促進する各種措置

日雇派遣労働者である日雇労働被保険者及びイの職業相談の対象者に対しては、次のような各種措置を講じることにより、常用雇用化を促進する。

(イ) 求人開拓

本人の希望する条件に合致した求人がない場合は、求人担当部門とも連携の上、求人開拓を行うなど求人の確保に努める。

(ロ) トライアル雇用

日雇労働者用のトライアル雇用制度（トライアル雇用奨励金）については、日雇派遣労働者にも適用できるところであり、本人と求人者の双方に対してトライアル雇用の活用を積極的に働きかけ、活用を図る。

(ハ) 技能講習及び職業訓練

技能や経験が不足している者に対しては、技能講習、職業訓練の受講について検討する。

(二) その他

各種就職セミナー等も積極的に活用するとともに、常用就職支度手当制度について周知・活用を図る。

日雇労働被保険者派遣登録証明書

氏名		性 別	男 ・ 女	生年 月日	昭 ・ 平	年 月 日
住・居所 (連絡先)	Tel ()					
登録 年月日	平成 年 月 日					
登録番号						
過去 2 か月 (暦月)の 就労状況	就労月	就労日数	備考			
	月 月	日間 日間				
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>事業所名 事業所所在地 電話番号 適用事業所番号 派遣許可番号</p> <p>代表者氏名 印 (記名押印又は自筆による署名)</p> <p>公共職業安定所長 殿</p>						

日雇派遣用

失業の認定及び不就労日に関する届書

私は、
 { 下表中①の日において職業に就かなかったこと
 下表中②の失業の認定を受ける日において、下記派遣事業所に予約登録をしているにもかかわらず職業に就くことができなかったこと }
 を届けます。

また、本日他の仕事をする予定もありません。

記

派遣登録事業所

事業所名		電話番号	

① 失業の認定を受ける日の属する週における不就労日	平成 年 月 日 (曜日)
② 失業の認定を受ける日	平成 年 月 日 (曜日)

- (注) 1 日雇給付金は、各週(日曜日から土曜日までの7日をいう。)について、最初の職業に就かなかった日(「不就労日」という。)には支給されないこと。
 2 失業の認定を受けようとする日の属する週において既に不就労日の届出をしているときは、①欄に記載する必要がないこと。また、届出の文言中の「下表中①の日において職業に就かなかったこと」を抹消すること。

平成 年 月 日

手帳登録番号 第 号
 氏 名 ⑩

公共職業安定所長 殿

労働者派遣契約不成立証明書

当事業所として、上記の者について、上表中①の日において労働者派遣契約を締結していないこと、及び上表中②の日において予約登録しているにもかかわらず労働者派遣契約を締結していないことを証明いたします。

平成 年 月 日

事業所名
 所在地
 代表者氏名 ⑩
 電話番号

公共職業安定所長 殿

(注) 派遣事業者が派遣先を提示したにもかかわらず、本人が辞退した場合には、本証明書は発行することができません。